

令和8年度 大阪府工賃向上計画策定支援事業

就労支援事業会計の基本と賃金・工賃向上研修

令和8年7月29日



株式会社インサイト 会社概要

- 会社名 株式会社インサイト (Insight Co., Ltd.)
- 所在地 〒550-0003
大阪市西区京町堀1-8-31
安田ビル204
- 電話番号 06-6449-5115
- 会社設立 2007 (H19)年9月
- 資本金 10百万円
- 代表取締役 関原 深(せきはら ふかし)
取締役 北野 喬士(きたの たかし)
- 従業員数 8名(客員含む)
- 取引金融機関 三菱UFJ銀行、池田泉州銀行、日本政策金融公庫



株式会社インサイト 事業内容

- 2007(H19)年9月創業:障害福祉分野に特化したコンサルティング
- ビジョン:障がいのある方・関わる方全てが幸せに暮らせる社会の創造

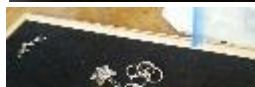
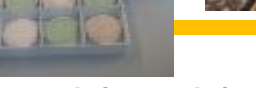
<事業内容>

事業内容	事業概要	主要取引先
障害福祉経営 コンサルティング	・工賃向上・経営改善 ・地域福祉経営 ・ICT化支援	・障害福祉事業所 (都道府県・市区町村 等) (社会福祉法人・NPO 等)
障害福祉に関する 調査研究・政策提言	・障害福祉に関する調査研究・ 政策提言 ・地域福祉計画、障害者基本 計画策定	・官公庁 (厚生労働省・農林水産省、 都道府県・市 等)

実績例(工賃向上・経営改善)

- 全国で事業所の現場を確認しながら工賃向上をサポート(件数:業界トップ)
- 官公庁委託実績(工賃向上・経営改善):
 - 中央:厚生労働省、農林水産省
 - 都道府県:全41都道府県
 - 他市区町村 等

研修:5,090件
コンサル:1,549件
(R7.3迄実績)

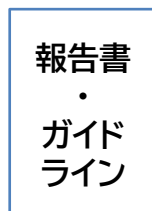


株式会社インサイト 事業内容

- 厚労省・農水省(農福連携)を中心に、毎年調査研究と政策提言を実施

<研究事業(厚労省・農水省)>

【R6:行政・A・B】



【R6:訪問】



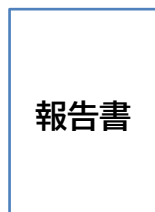
【R6:選択】



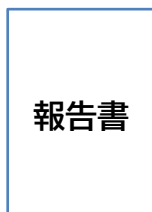
【R6:農福】



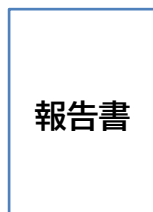
【R4:利用者】



【R4:ICT】



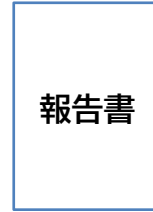
【R4・5:農福】



【R2・3:A会計】



【R3:A型】



【R3:農福】



【R2:A型】



【R2:A型行政】



【R2:林・水福】



【H30:A型】



【H30:B型】



【H30・R元:ICT】



コンサルタント・スタッフ紹介

関原 深(せきはら ふかし)
(株)インサイト代表取締役
プリンシパル



特徴:総合

専門:経営戦略、マーケティング、会計、
事業計画

前職の(株)三和総合研究所(現:三菱UFJ
リサーチ&コンサルティング(株))では 経営
戦略部門に所属し、多様な業界・業態の東
証一部上場企業から中堅・中小、国内外の
ベンチャー企業まで幅広くサポート。10年
間で100案件以上のプロジェクトに携わ
る。

‘07年創業後は、障害者の「はたらく」を
中心に、障害福祉事業所・障害者雇用のコ
ンサルティングや、厚生労働省等の障害者
に係る政策提言支援・研究支援等を実施。

北野 喬士(きたの たかし)
(株)インサイト取締役
パートナー



(N)Re-Live理事長

特徴:現場

専門:障害福祉、作業アセスメント、
営業戦略

学生の頃から障害者支援ボランティア
として業界に携わり、障害福祉業界で
25年以上の経験を持つ。株式会社と・
らいず(大阪市住之江区)では代表取締
役として、移動支援・発達障がい・不登
校支援事業を運営。

‘09年より株式会社インサイトのコン
サルタントとして全国で障害福祉事業
所向けの研修・コンサルティングを実施。

‘09年と・らいず、‘14年株式会社
YEVISを後身に譲り、地元でNPO法
人Re-Live(大阪府岬町)を設立、多機
能(A型+B型)で民泊清掃、相談支援事
業を実施。

高玉 要(たかたま かなめ)
(株)インサイト
チーフコンサルタント



ステイラボジャパン(合)代表

特徴:実業

専門:Webマーケティング、営業戦略、
広告戦略、インバウンド戦略

Web制作会社から独立後、主に民間
中小企業や社会福祉法人を対象に、認
知・売上向上を目的としたコンサルティ
ングを実施。

‘11年より株式会社インサイトのコン
サルタントとして全国で障害福祉事業
所向けの研修・コンサルティングを実施。

‘17年にホテル・民泊施設を支援する
ステイラボジャパン(合)を設立し、障害
福祉事業所に清掃事業等を委託するこ
とで工賃向上に寄与。休日はパーカッ
ションистとして、アフリカの太鼓「ジェ
ンベ」でダウン症ドラマーとの共演や、
障がいのある子ども達と楽器づくり活
動などを実施。

コンサルタント・スタッフ紹介

芦川 英嗣(あしかわ ひでつぐ)
(株)インサイト
シニアコンサルタント



(社福)ゆうゆう

特徴:元行政+現社福
専門:行政計画(地域・障害・介護)、ICT

法政大学法学部を卒業後、民間会社(情報機器系)に就職し、4年後に北海道石狩郡当別町役場へ。まちづくり・情報系を経て福祉課・財政課へ。地域福祉計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・財政運営計画策定を経験。

‘18年より地域福祉で全国的に有名な社会福祉法人ゆうゆうのプロジェクト推進部長として活動し、事務局・A型事業所も兼務。

‘20年より株式会社インサイトのコンサルタントとして厚生労働省の障害者に係る政策提言支援・研究支援をはじめ、地公体向けに地域福祉計画・障害福祉計画策定等を実施。

山口 健俊(やまぐち たけとし)
(株)インサイト
シニアコンサルタント



パフォーマンスボックスサナタナ代表

特徴:元シンクタンク+現共同受注
専門:営業戦略、新規事業創出

三和総合研究所(現:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)にて、環境・エネルギー政策、物流政策、製品安全などの各種政策立案・基礎調査などを多数実施。大阪大学発ベンチャーで経営企画を行った後、廃棄物の管理会社(イーコス)のスタートアップに参画し、後に代表取締役社長に就任。

‘12年に独立し、廃棄物・資源循環ビジネスを手がけるほか、業務改善コンサルティング、新規事業創出プロジェクトに関わる。‘18年から茨城県共同受発注センターのコーディネーターに就任し、共同受注窓口としての営業指導、受注の仕組み作りに注力している。

大塚 翔太(おおつか しょうた)
(株)インサイト
リサーチアシスタント



特徴:システム
専門:ICT、オンライン化支援

大阪工業大学工学部電子情報通信工学科を卒業後、物流会社に就職。その後、‘15年からインサイトに合流。

持ち前のPC・ネットワークに関する基礎知識から、ソフト・プログラムを使いこなして、調査研究事業のリサーチアシスタント業務に携わり、大量のデータ処理・統計分析・報告書作成を正確無比にこなす。

現在は、リサーチアシスタント業務に加え、オンライン化支援(Zoom・Teams運営、システム・ヘルプデスク等)を担当。目まぐるしく変わる新システムへの対応を含め、オンライン化支援業務の中核を担う。

1. 就労支援事業会計

就労支援事業会計の運用ガイドライン

令和3年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

就労継続支援事業所における

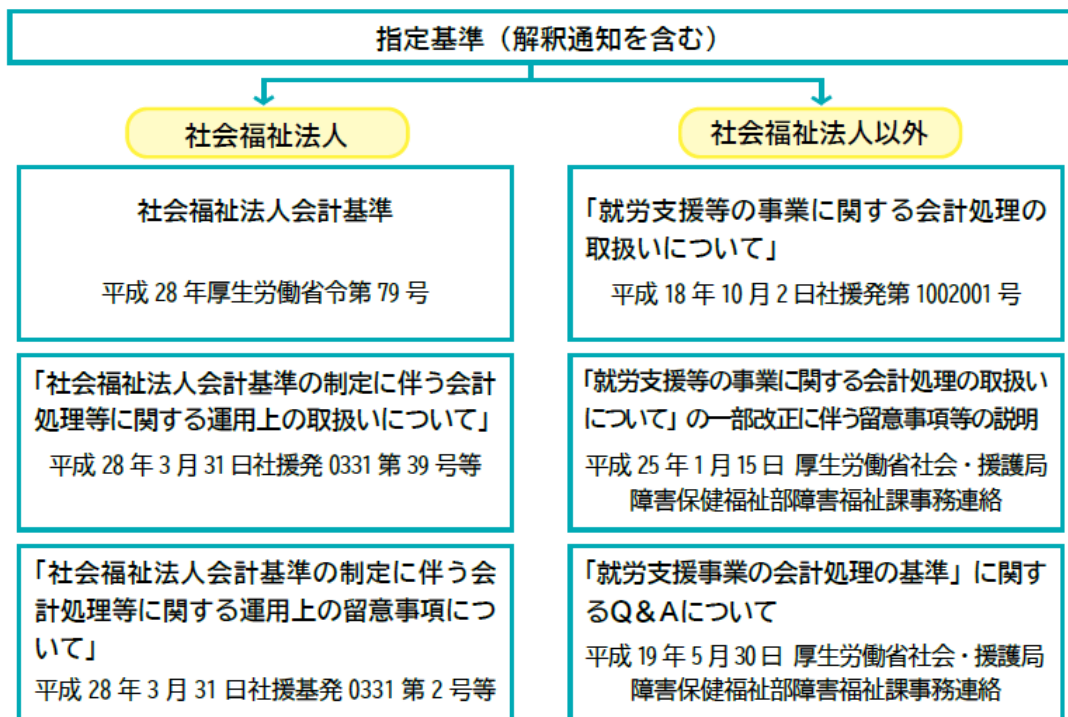
就労支援事業の評価と会計処理基準に則した適正な運用にかかる調査研究



就労支援事業会計の 運用ガイドライン

- 就労支援事業は、「指定基準」により**指定事業所等ごと**に経理を区分することが求められている
- **生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金・工賃として利用者へ支払われなければならない**
- 社会福祉法人は社会福祉法人会計基準、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業会計処理基準の定めるところにより、会計処理を行うこととされている

◎ 準拠すべき会計基準（通知・事務連絡を含む）



- 「就労継続支援A 型」「就労継続支援B 型」「就労移行支援」＝適用が**義務**
- 「生活介護」＝適用は任意

就労支援事業会計の対象事業

強制適用

就労継続支援A型

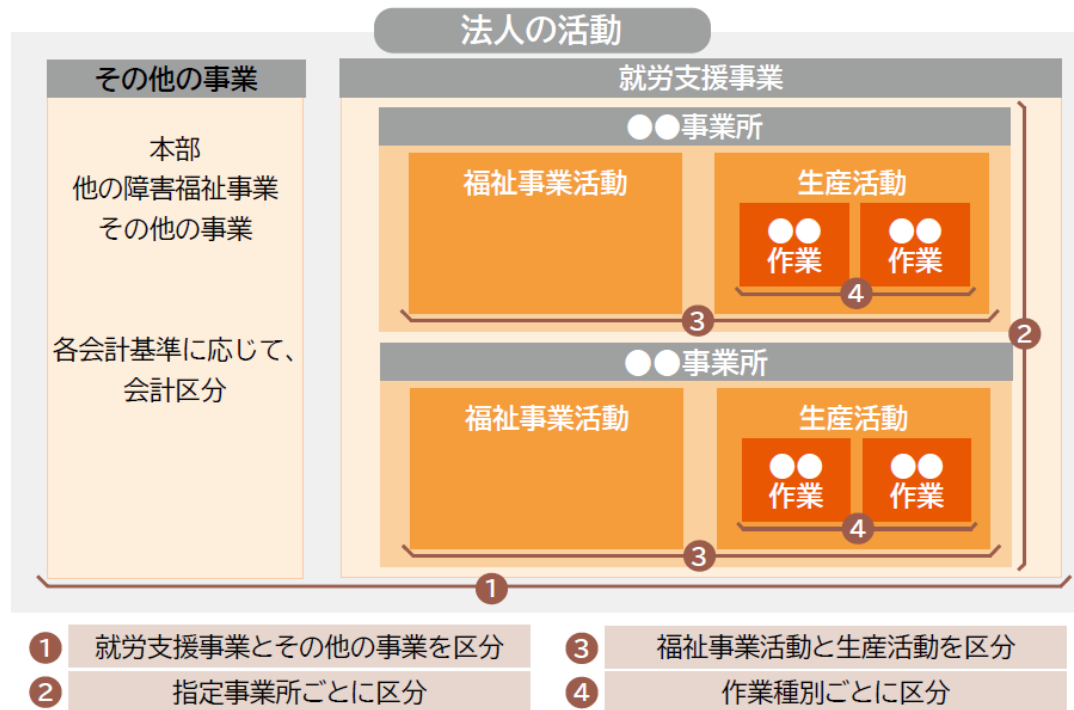
就労継続支援B型

就労移行支援

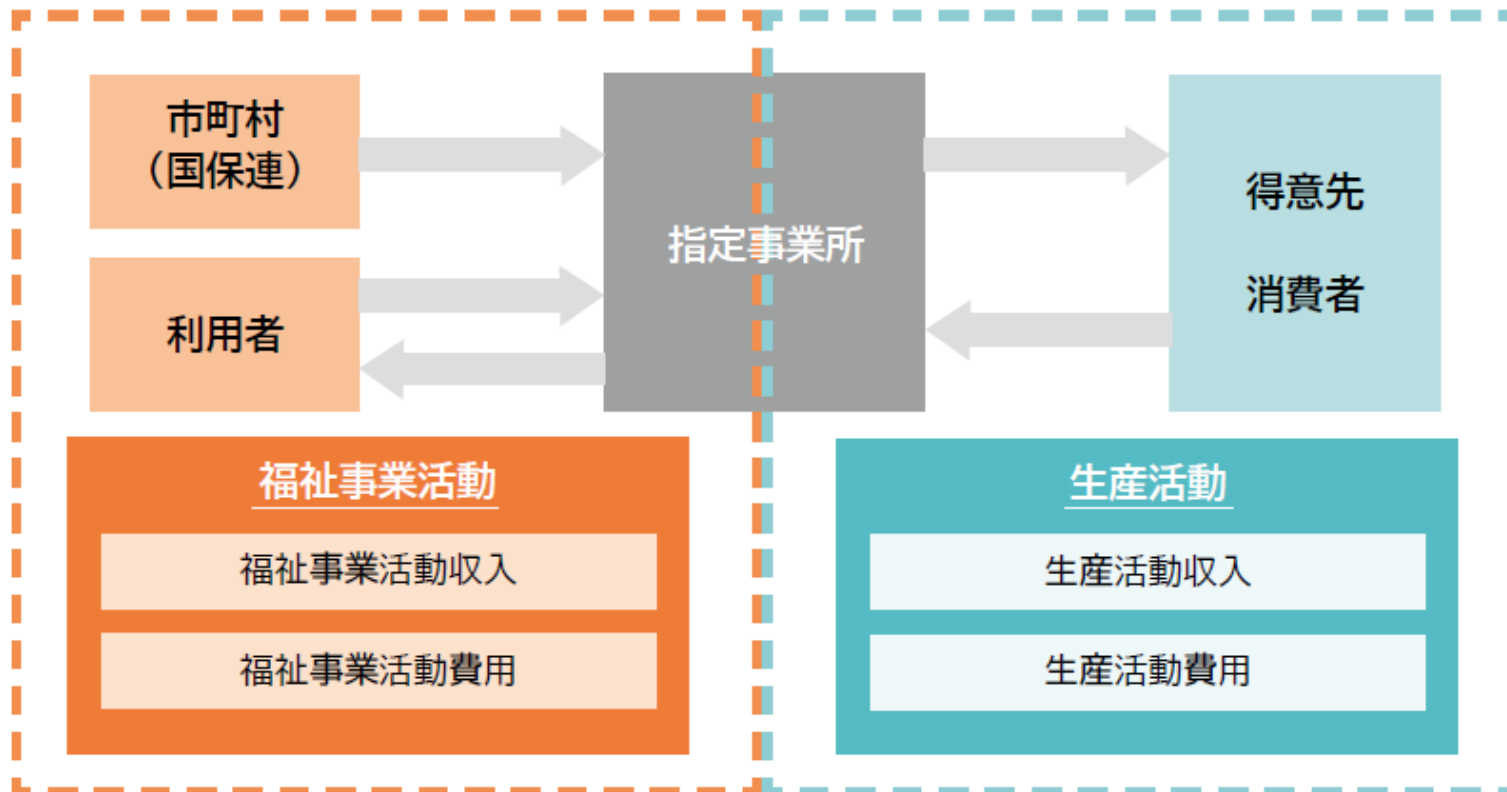
任意適用

生活介護
(生産活動を実施する場合)

- 就労支援事業を行う法人は、会計を**最大で4段階**に分けて計上する必要がある
- ① 就労支援事業とその他の事業を区分
- ② 指定事業所ごとに区分
- ③ 福祉事業活動と生産活動を区分
- ④ 作業種別ごとに区分 ※ 例外あり(次ページ)

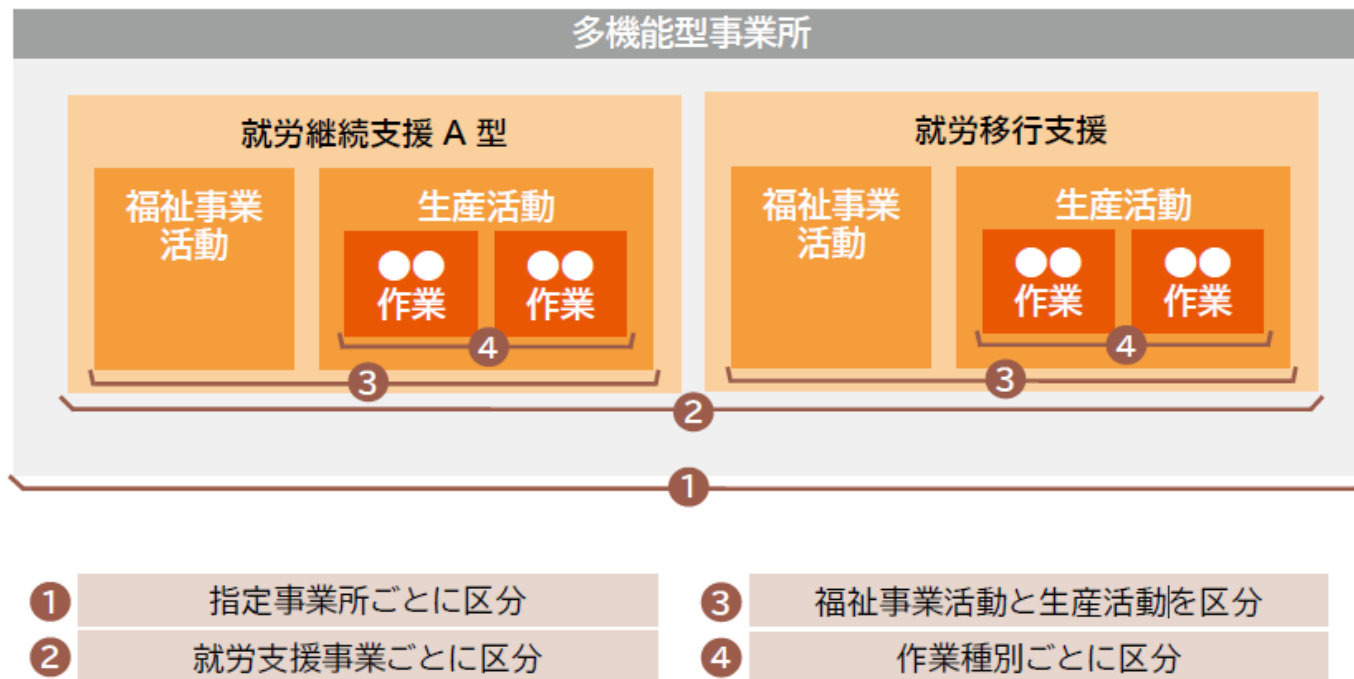


- 就労支援事業という1つの事業であっても、福祉事業活動と生産活動とに会計を区分する必要がある



- 多機能型事業所＝事業指定は1 つ(同じ事業所番号)だが、**実施する就労支援事業ごと**に会計区分を設けなければならない
(例) 就労継続支援A 型と就労移行支援の多機能なら、就労A・就労移行それぞれの事業所の会計書類を作成する必要
- 作業種別ごとに区分の例外・・・多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができる

Ex.) 多機能型事業所において、就労継続支援 A 型と就労移行支援を行う場合



就労支援事業会計における作成書類

<掲載ページ：p.16>

- 就労支援事業を行う法人は、下記の会計書類を作成することが義務付けられている
＝作成していない場合は「指定基準違反」→ 最悪の場合、報酬返還や指定取消の可能性まである
- 各法人で準拠すべき会計基準により作成することとされている計算書類(法人全体の貸借対照表や損益計算書等)に**加えて**作成する必要がある

書類の名称 (*1)	書類の概要	対象法人
就労支援事業事業活動計算書 (別紙1)	就労支援事業全体の計算書	全ての法人 が作成
就労支援事業事業活動内訳表 (別紙2)	指定事業所ごとの損益の内訳表	複数の指定事業 所を運営する法人 のみ作成
就労支援事業別事業活動明細書 (表1) ※多機能型事業所の場合：(表5)	1つの指定事業所の生産活動に係る計算書	全ての法人が指定 事業所ごとに作成
就労支援事業製造原価明細書 (表2) ※多機能型事業所の場合：(表6)	1つの指定事業所の生産活動に係る製造業務 に係る費用の明細書	全ての法人が 「表2 + 表3」又 は「表4」のい ずれかを指定事 業所ごとに作成 (*2)
就労支援事業販管費明細書 (表3) ※多機能型事業所の場合：(表7)	1つの指定事業所の生産活動に係る販売業務 に係る費用の明細書	
就労支援事業明細書 (表4) ※多機能型事業所の場合：(表8)	1つの指定事業所の生産活動に係る費用の明 細書	
その他の積立金明細表 (別紙3) (*3)	積立金の増加及び減少状況を示す明細表	積立金を計上して いる全ての法人が 作成
その他の積立資産明細表 (別紙4) (*3)	積立金に対応する積立資産の増加及び減少状 況を示す明細表	積立資産を計上し ている全ての法人 が作成

社会福祉法人会計基準に
於いては「サービス区分
ごとの事業活動内訳表」
が該当

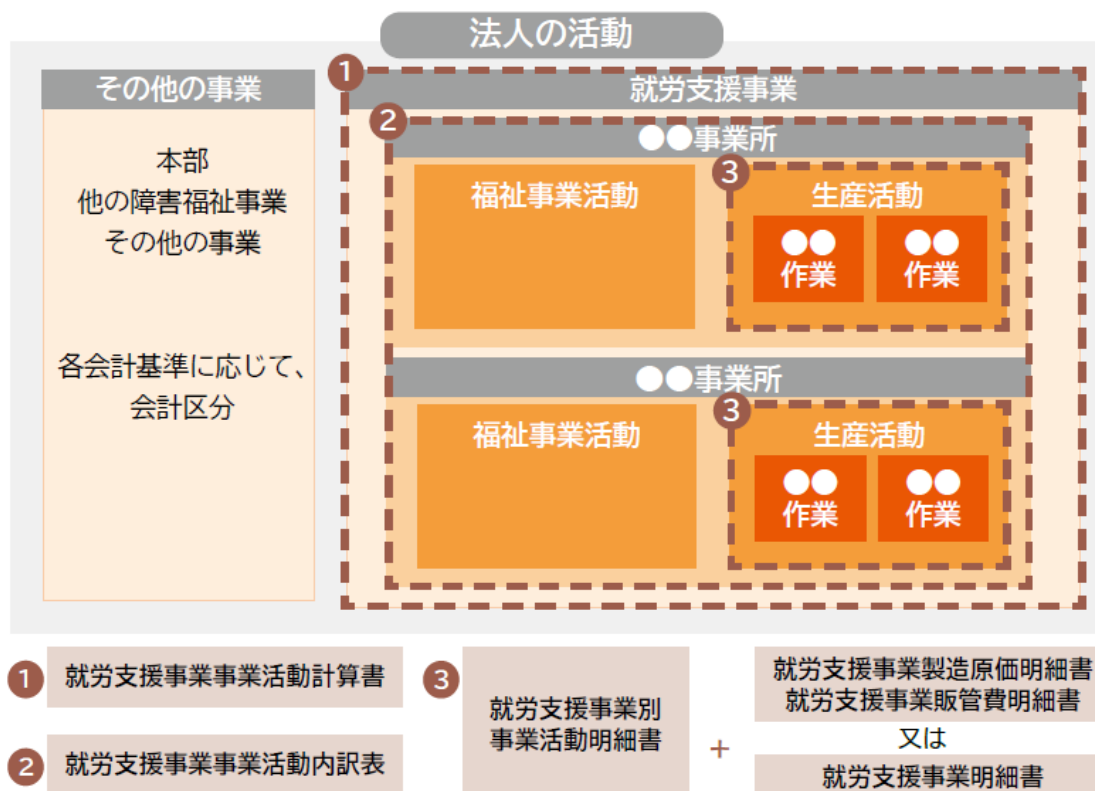
社会福祉法人会計基準
に於いてはこれらの内
容に相当する公的書類
の作成義務はないが、
内部管理資料として作
成する必要あり。

※積立金に関しては法
人の「純資産の部」の増
減として取り扱う。内部
管理の為に他資産と分
けて管理することが望
ましい。

就労支援事業における決算書類の関係(概略)

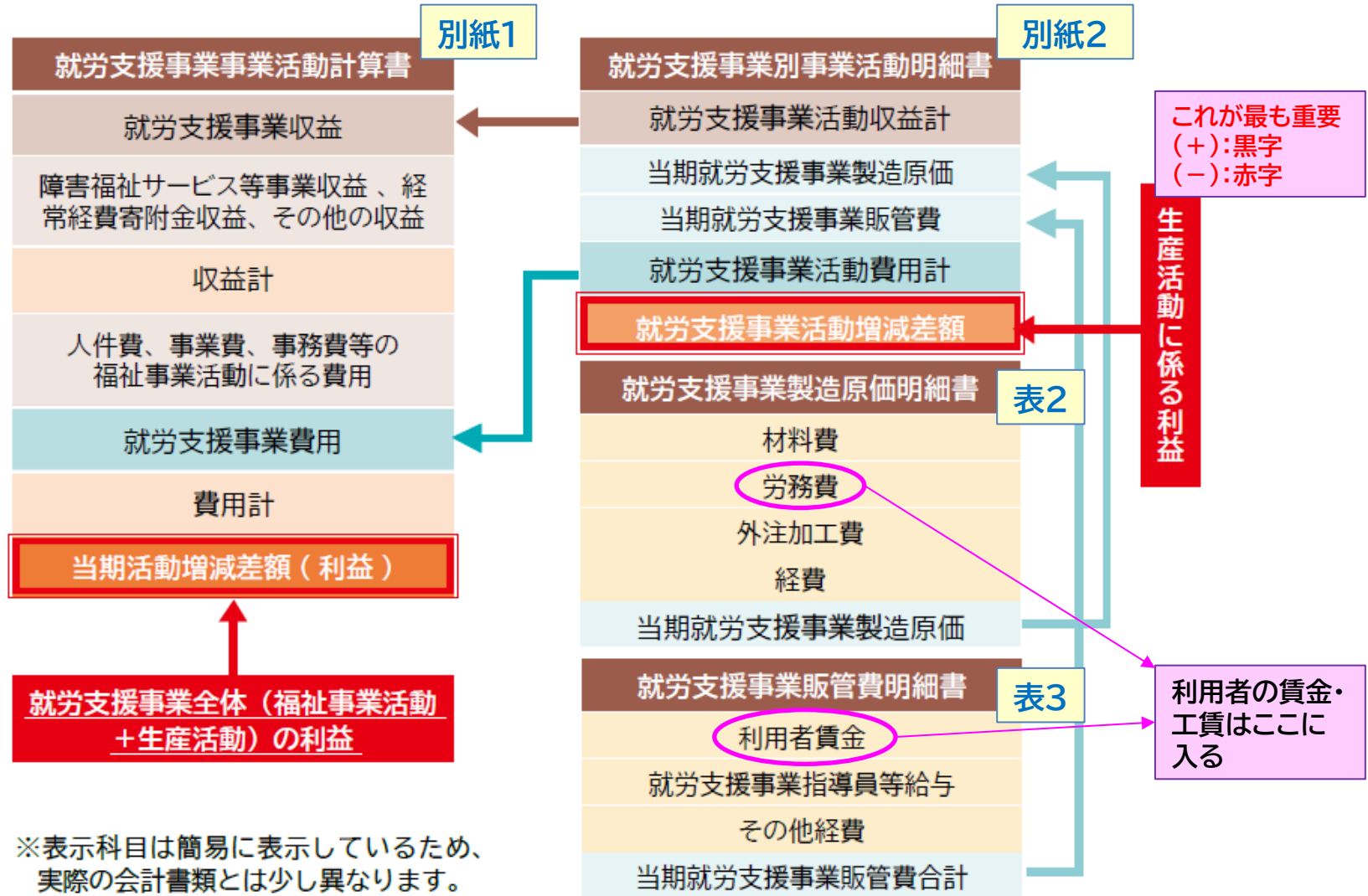
<掲載ページ：p.16>

- ① 事業活動計算書(別紙1):就労支援事業全体の計算書
- ② 事業活動内訳表(別紙2):指定事業所ごとの損益の内訳表
- ③ 事業別事業活動明細書(表1):1つの指定事業所の生産活動に係る計算書
- + 製造原価明細書(表2)・販管費明細書(表3) or 就労支援事業明細書(表4)



就労支援事業における決算書類の関係(概略)

<掲載ページ：p.16>



就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分 <掲載ページ：p.20>

- 生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされている
= 余剰金は原則として生じない
- ただし、事業を継続するため、一定の条件の下に積立金を計上することが認められている

事業	内容
就労継続支援 A 型	(指定基準第 192 条) ・ <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上</u>となるようにしなければならない。 ・ <u>賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。</u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (解釈通知第11の3(4)) ・ <u>指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しない</u> (以下省略)
就労継続支援 B 型	(指定基準第 201 条) ・ <u>利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>
就労移行支援	(指定基準第 85 条、第 184 条) ・ <u>生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>
生活介護	



$$〔生産活動収入〕 - 〔生産活動に係る経費〕 = 〔利用者に支払う賃金・工賃〕$$

- 指定基準(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準) 第192条
- ✓ 第2項… 賃金総額 $\geq$ (収入－経費)の規定
- ✓ 第6項… 自立支援給付を充ててはならない旨の規定

(賃金及び工賃)

第百九十二条 指定就労継続支援A型事業者は、第百九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、第百九十条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

生産活動に係る余剰金の状況により求められる対応 <掲載ページ：p.20>

- 生産活動に係る会計では余剰金は原則として生じない(≠事業所全体の会計)
- 余剰が出た場合は積立金を計上：工賃変動積立金 or 設備等整備積立金
- 赤字(損失発生)の場合：就労A型は経営改善計画書の提出(B型は特に規定なし)

生産活動に係る余剰金の状況により求められる対応



- ① コスト構造を把握して損益分岐点を算出し、販売価格を設定する
- ② 年度ごとの事業計画及び予算を作成する
- ③ 月次決算により損益状況を早期把握し、タイムリーに対策を講じる

上記①の販売価格の設定について、以下に簡単な例を示します。

《例》 パンを製造し、販売する場合（年間200日営業、50個/日生産）



製造原価が1個50円のパンで期首と期末における在庫がなかったとし、販管費を100,000円とした場合の価格設定をしてみましょう。

$$\begin{aligned} \text{製造原価 (10,000 個} \times \text{@50 円)} &= 500,000 \text{ 円} + \text{販管費 } 100,000 \text{ 円} = 600,000 \text{ 円} \\ 600,000 \text{ 円} \div 10,000 \text{ 個} &= 60 \text{ 円} \end{aligned}$$

（※ 上記の製造原価及び販管費には、利用者の賃金は含めずに計算することに留意してください。）

この計算により、10,000個のパンを販売する場合には、販売価格は1個60円が損益分岐点となり、賃金原資となる剰余金を生じさせるためにはそれ以上に設定する必要があることが分かります。

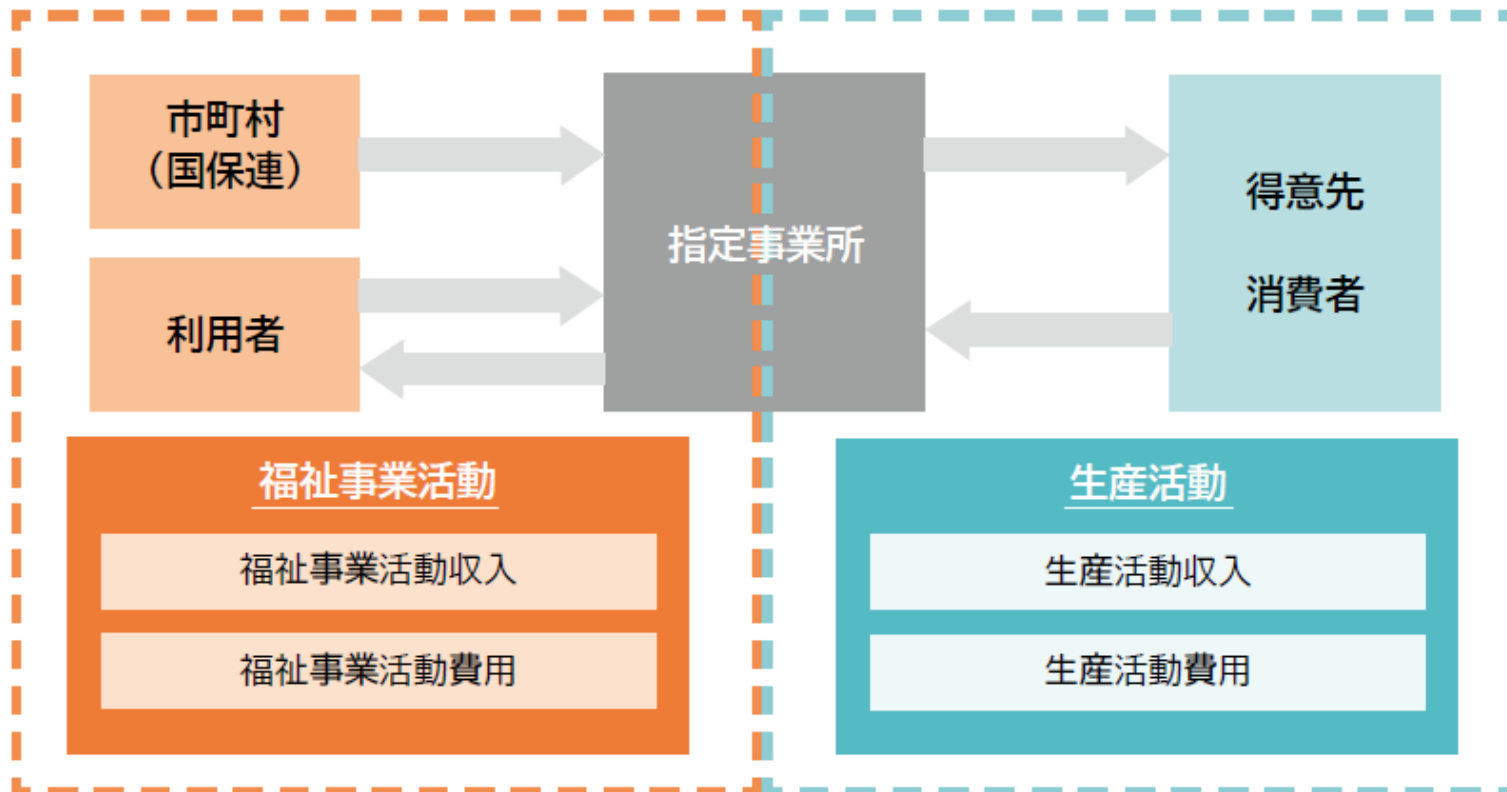
これをもとに販売価格を設定することになりますが、例えば1個110円で売るとして試算してみると、

$$\begin{aligned} \text{販売価格 } 110 \text{ 円} - \text{1個あたり必要経費 } 60 \text{ 円} &= 50 \text{ 円の差額 (剰余金) が出るため、} \\ 50 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 個} &= 500,000 \text{ 円相当を賃金総額に反映できる ことになります。} \end{aligned}$$

原則としてこの差額がなくなるように、目標賃金額合計を踏まえた1人当たりの賃金額を設定し、実際の販売価格の設定を行いましょう。

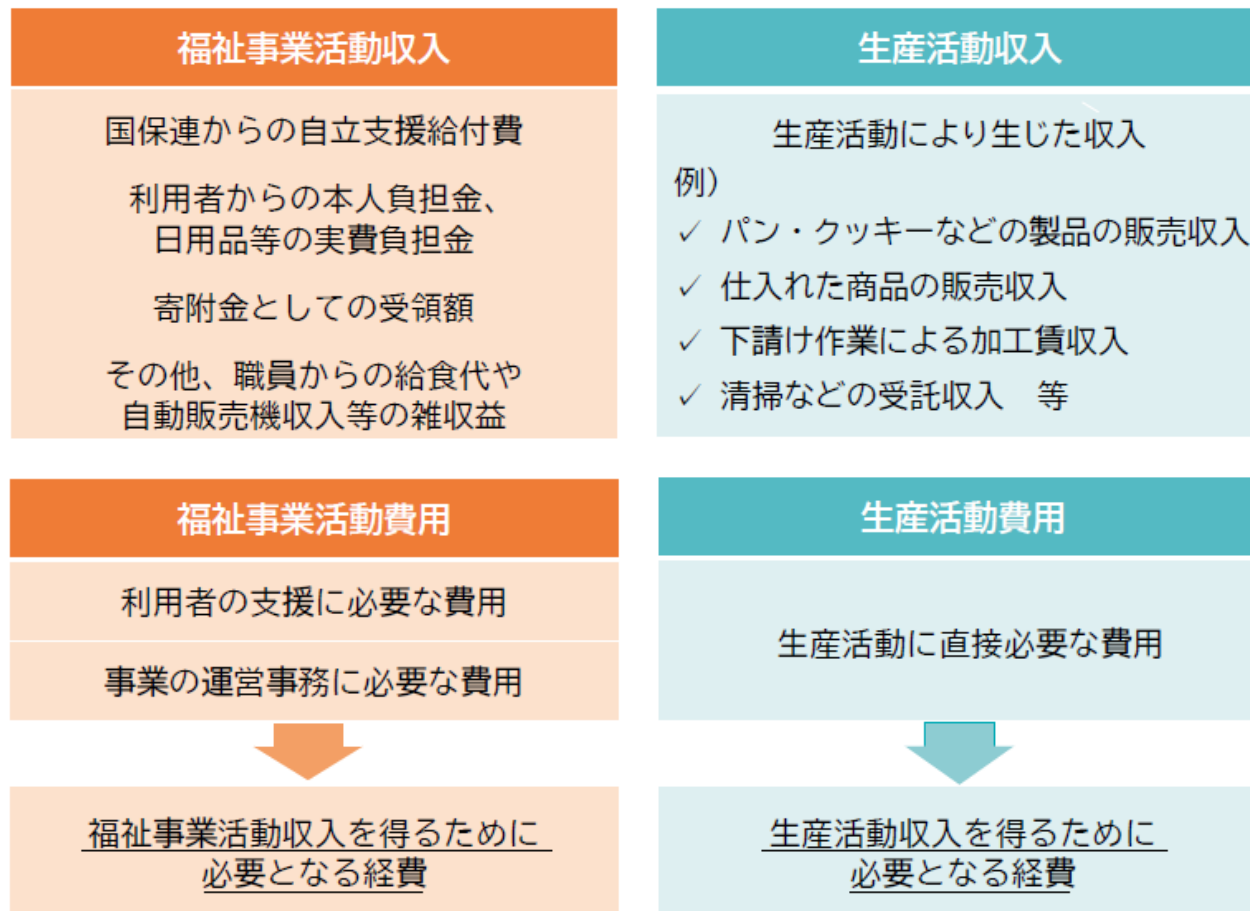
※ 上記の例では分かりやすく考えるために、販売数量を固定にしています。より厳密に損益分岐点及び剰余金の額を求めるためには、経費を変動費と固定費に区分して、販売価格だけでなく販売数量の目標も設定します。

- 就労支援事業という1つの事業であっても、福祉事業活動と生産活動とに会計を区分する必要がある



福祉事業活動と生産活動に係る収入・支出の区分 <掲載ページ：p.24-25>

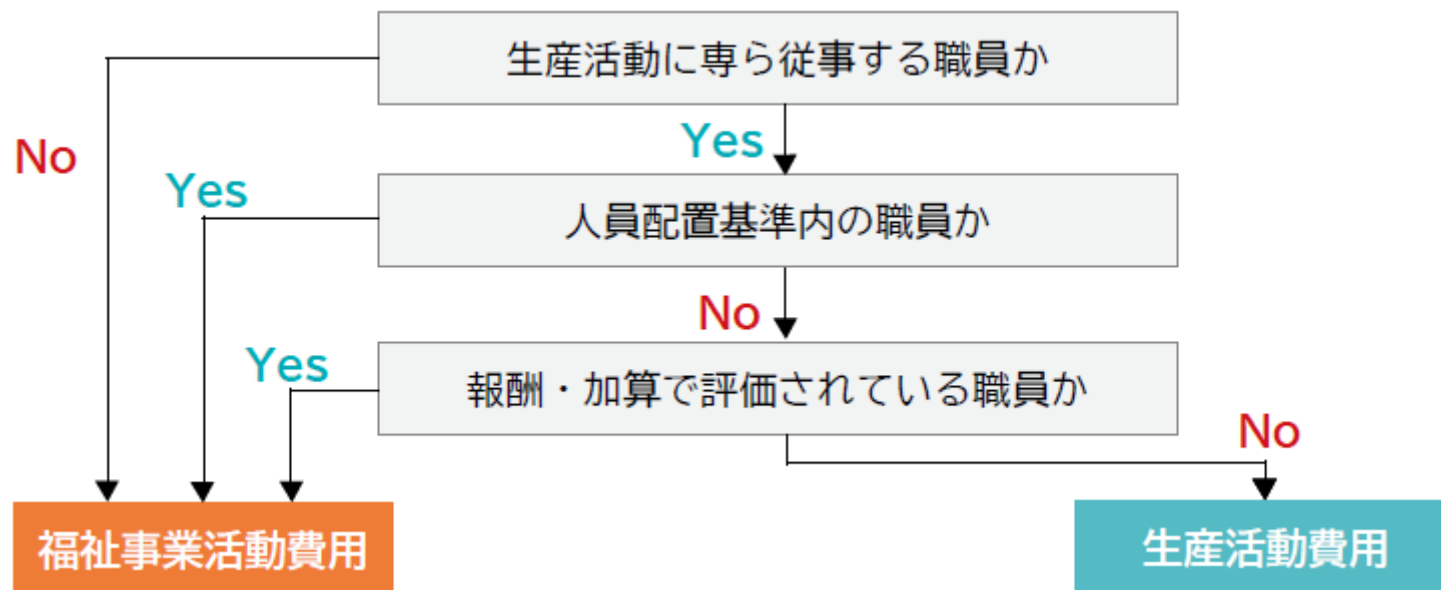
- 生産活動会計：生産活動の黒字・赤字を明確にするため → **生産活動以外の収入・支出は入れない**
- 障害者雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金等
= **生産活動により**生じた収入とは言いがたく、福祉事業活動収入に区分するのが通例



人件費(労務費)の区分

<掲載ページ：p.25>

- 福祉事業活動収入(給付費)を得るために必要な人員か、生産活動収入を得るために必要な人員かにより区分する
- 福祉事業会計で処理する職員
 - ✓ 生産活動に従事しない職員（≡利用者支援だけをする職員）
 - ✓ 人員配置基準内の職員（管理者、サビ管、職業指導員、生活支援員 等）
 - ✓ 報酬・加算で評価される職員（加算対象＝賃金向上達成指導員・目標工賃達成指導員）



人件費(労務費)の区分

<掲載ページ：p.25>

- 勤務体制一覧表の常勤換算にカウントされている職員(下図:網掛けの職員)は、福祉事業会計で処理

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

サービス種類			就労継続支援B型														事業所・施設名																			
定員		10名		前年度の平均実利用者数														3.6						基準上の必要職員数						1.2						
人員配置区分			7.5:1														該当する体制等																			
職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均の 勤務 時間	常勤 換算 後の 人数			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
管理者/サービス 管理責任者	常勤・兼務		4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	80	20.0				
生活支援員	常勤・専従		8	福祉事業活動会計で処理														8	8	8			8	8	8	8	160	40.0	1.0							
目標工賃達成指導員	常勤・専従		8	福祉事業活動会計で処理														8	8	8			8	8	8	8	160	40.0	1.0							
職業指導員	非常勤・専従		5				5	4	5	5				5	4	5	5				5	4	5	5				5	4	5	76	19.0	0.4			
就労支援員	非常勤・専従		3			6	3	4	3	3			6	3	4	3	3			6	3	4	3	3			6	3	4	3	76	19.0				
就労支援員	非常勤・兼務		2	生産活動会計で処理														2	2	2			2	2	2	2	40	10.0								
就労支援員	非常勤・兼務			生産活動会計で処理														2					2	2	2		24	6.0								
就労支援員	非常勤・兼務								2	2						2	2					2	2						2	14	3.5					

福祉事業活動会計で処理

生産活動会計で処理

その他の経費の区分

<掲載ページ：p.26>

- 生産活動の業種・業態によりさまざまな経費が想定されるため、各法人の取引の実態に即した合理的な区分により、福祉事業活動費用と生産活動費用との区分を行ってよい
- 原則的な考え方
- ✓ 支援(指定事業所)のための費用＝福祉活動
- ✓ 生産活動のみに使用する費用＝生産活動(ex.保管用倉庫や商品搬送専用車両 など)
- ✓ 水道光熱費の例・・・生産活動を行うことにより増加する部分の費用は、生産活動費用として処理
→ メーターが分かれていない等、特定がむずかしければ、占有面積等で按分計上する

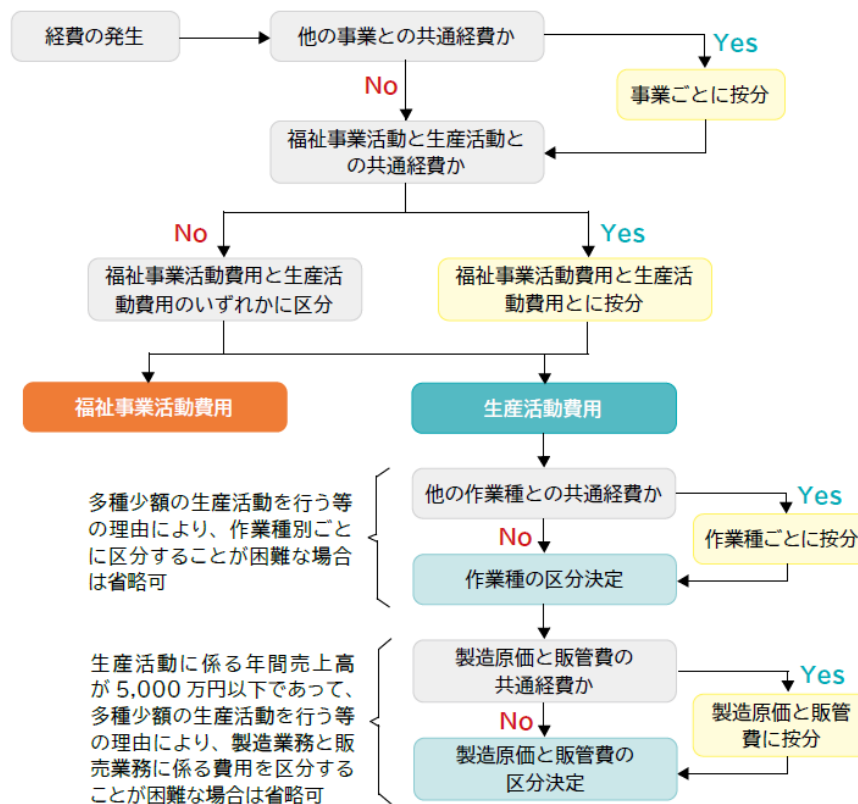
経費の内容	区分判定
家賃、共益費等	【判定】 - 指定を受けた事業所（訓練・作業室を含む）の家賃、共益費等は、福祉事業活動費用として処理 - 商品・製品保管専用の倉庫の賃借料等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理 【考え方】 指定を受ける事業所は、指定基準に定める設備基準を満たす必要があり、訓練・作業室を含めて利用者支援の場であると考えられますので、その事業所に係る家賃、共益費等は福祉事業活動費用として計上します。
建物（附属設備を含む）の減価償却費、修繕費、損害保険料、保守料等	【判定】 - 指定を受けた事業所（建物）に係る減価償却費等は、福祉事業活動費用として処理 - 商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却費等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理 【考え方】 家賃、共益費等と同様の考え方となります。
器具及び備品や機械装置、車両運搬具等の減価償却費	【判定】 - 利用者の支援や事務運営に必要な器具及び備品等に係る減価償却費は、福祉事業活動費用として処理 - 生産活動に要する器具及び備品等に係る減価償却費は、生産活動費用として処理 【考え方】 その固定資産の使用実態により、いずれの区分に属する経費とするかを決定します。なお、どちらの区分にも属する経費であれば、共通経費として按分計上します。
水道光熱費（電気代・ガス代・水道代）	【判定】 - 生産活動を行うことにより増加する部分の水道光熱費は、生産活動費用として処理 - 上記以外の水道光熱費は、福祉事業活動費用として処理 【考え方】 例えばガスを生産活動でしか使用しない場合はガス代の全額を生産活動費用として処理するなど、使用実態により生産活動を行うことで増加する部分の水道光熱費の額を特定します。なお、特定することが難しい場合には、共通経費として按分計上します。
健康診断、予防接種費用	【判定】 - 利用者の健康診断費用等は、福祉事業活動費用として処理 - 職員の健康診断費用等は、各職員の人件費の区分に応じて処理 【考え方】 利用者の健康保持のための適切な措置を講じることは指定基準に定められており、その措置に係る経費は、利用者支援に必要なものと考えられますので、福祉事業活動費用として処理します。 一方で、職員に係る健康診断費用等については、P25 の人件費の区分に準じて判定します。

共通経費の按分処理

<掲載ページ：p.27>

- 按分処理が生じるケース
 - ① 指定事業所ごと(多機能の場合も必要)
 - ② 福祉事業活動と生産活動
 - ③ 作業種別
 - ④ 製造原価と販管費の別
- 共通経費は、合理的な基準に基づき適正に按分処理をする
- 按分方法は、一律に定められているものではない
 - 各法人が事業の実態に応じて按分方法を決定してよい
 - 継続して採用している按分基準を運営指導の際に提示できるよう「**按分基準表**」を**作成**しておく
- 一度採用した按分基準は、継続性の原則に従い、合理的な理由がない限りは、みだりに変更しない
(利益操作の防止)

経費処理のフローチャート



共通経費の按分基準例

<掲載ページ：p.28-29>

- 記載の基準例はあくまで参考であり、各法人の実態に即した合理的な按分方法で行って差し支えない

<質問の多い科目の基準例>

● 人件費・労務費

- ✓ (原則) 勤務時間割合
- ✓ (その他の例) 職種別人員配置割合、延利用者数割合 など

● 水道光熱費

- ✓ (原則) メーター等による測定割合
- ✓ (その他の例) 建物床面積割合 など

● 車両費・燃料費

- ✓ (原則) 使用高割合(距離数等)
- ✓ (その他の例) 送迎利用者数割合 など

想定される勘定科目例		按分方法	
福祉事業活動費用	生産活動費用	原則	原則が困難な場合
人件費	労務費		
・ 職員給料 ・ 職員賞与 ・ 非常勤職員給与 ・ 派遣職員費	・ 就労支援事業指導員等給与	・ 勤務時間割合	・ 職種別人員配置割合 ・ 届出人員割合 ・ 延利用者数割合
・ 賞与引当金繰入	・ 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入		
・ 退職給付費用	・ 就労支援事業指導員等退職給付費用		
・ 水道光熱費	・ 水道光熱費	・ メーター等による測定割合	・ 建物床面積割合
・ 修繕費	・ 修繕費	・ 建物修繕は、当該修繕部分 ・ 建物修繕以外は事業個別費	・ 建物床面積割合
・ 車両費	・ 燃料費 (自動車用燃料費の場合)	・ 使用高割合(距離数等)	・ 送迎利用者数割合 ・ 延利用者数割合
・ 賃借料 ・ 土地建物賃借料	・ 賃借料	・ 使用割合	・ 建物床面積割合
・ 保険料	・ 損害保険料	・ 建物床面積割合 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合	

福祉事業活動費用と生産活動費用に区分する具体例 <掲載ページ：p.30>

◆ 車両関係の経費(ガソリン代、車検代、自動車保険料等)

- ✓ 利用者の送迎用車両 = 福祉事業活動費用
- ✓ それ以外の生産活動用車両(配達・営業活動等) = 生産活動費用

◆ 携帯電話代等の通信費

- ✓ 利用者の支援者用(管理者、サービス管理責任者等) = 福祉事業活動費用
- ✓ 配達・営業職員用 = 生産活動費用

◆ 損害保険料

- ✓ 指定事業所(建物)の火災保険や施設賠償責任保険 = 福祉事業活動費用
- ✓ 生産物賠償責任保険や生産活動用の機械保険 = 生産活動費用

◆ パソコンやタブレット等のリース料

- ✓ 事務用(給付費請求・サービス提供記録・会計管理等) = 福祉事業活動費用
- ✓ 生産活動(売上管理・顧客管理・入出荷管理等) = 生産活動費用

※ 複数台のリース料であれば、1台あたりのリース料を算出して、用途ごとにそれぞれの台数分を計上

- 按分方法は自社の実情に合わせて最も合理的な基準を決定してよい

◆ 農作物や農機具の輸送に使用する軽トラック

生産活動である農業でしか使用しない自動車であるため、この自動車に関連して発生する経費は共通経費には該当せず、100%が生産活動費用に区分されます。

◆ 利用者の送迎用にも、商品配達用にも使用するバン

利用者の送迎に要する経費は福祉事業活動費用に、商品配達に要する経費は生産活動費用となりますので、この自動車に関連して発生する経費は共通経費に該当します。

共通経費の按分の仕方としては、運行記録簿に記録した走行距離をもとに按分することが考えられます。

(例) 利用者送迎：2,500 km / 年

商品配達：7,500 km / 年 使用の場合

→福祉事業活動費用：25%、生産活動費用：75%



- 下記の留意事項に記載した条件を満たす場合は、就労支援事業活動増減差額から一定の金額を2種類の積立金として計上することができる
- ✓ **工賃変動積立金**：将来起こりうる不測の事態等の際の賃金・工賃の支払いに備えるために積立
- ✓ **設備等整備積立金**：既存設備の更新や新業種への設備投資のために積立
- 積立金は無制限に積み立てることはできず、限度額と上限額がある
- ただし、積立金を積み立てるには**理事会等の議決が必要**であり、これを取り崩す場合にも同様の手続きが必要

種類	説明	各年度における積立額の限度	積立上限額
工賃変動積立金	将来の一定の賃金・工賃水準を下回った場合に、賃金・工賃を補填することに備える目的で計上する積立金	過去3年間の平均賃金・工賃の10%以内	過去3年間の平均賃金・工賃の50%以内
設備等整備積立金	生産活動に要する設備等の更新又は新たな業種への展開を行うための、設備等の導入に備える目的で計上する積立金	就労支援事業収入の10%以内	就労支援事業資産の取得価額の75%以内

- 製品を製造販売する生産活動の場合

- ✓ 製造業務と販売業務とを明確に区分

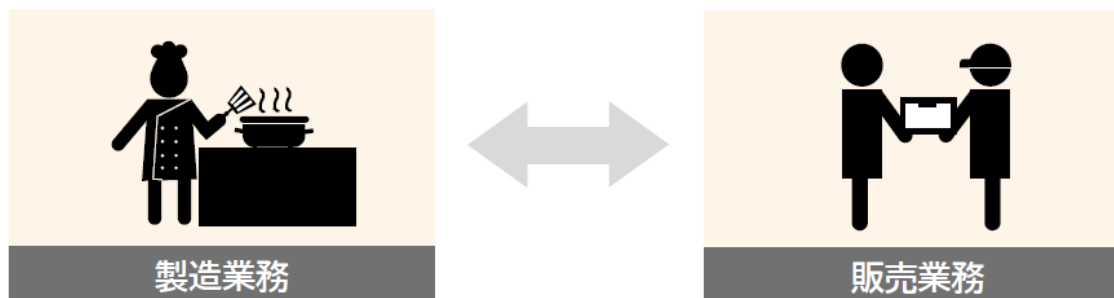
- ✓ それぞれの業務に係る経費に区分

(例) 製造業務に係る利用者の賃金・工賃＝製造原価

販売業務に係る利用者の賃金・工賃＝販管費 に区分（共通経費がある場合は按分処理）

- 製品の製造を伴わない生産活動の場合

- ✓ 利用者の賃金・工賃も含めて、全て販売業務に係る経費として販管費のみに計上



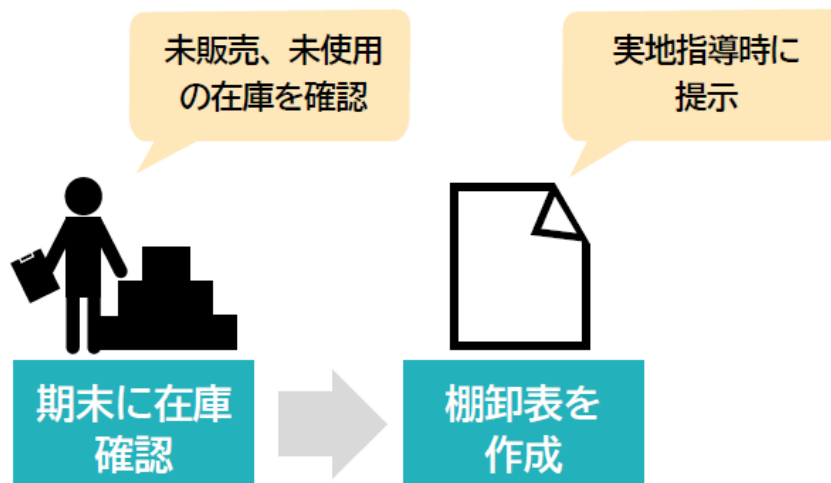
原則

製造業務に係る費用と販売業務に係る費用とをそれぞれ「製造原価」「販管費」として区分

例外

各指定事業所ごと（多機能型事業所は各就労支援事業ごと）の生産活動に係る年間売上高が5,000万円以下で、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「製造原価」「販管費」の区分は不要

- 商品や製品などの棚卸資産については、商品や製品を販売等した時に費用として処理する
- 期末時点でまだ販売等していない製品や商品などがある場合には、それらは資産として計上しなければならない
- 期中に費用計上している場合には、その費用を除外する決算整理を行う
- 棚卸表は運営指導時のチェック項目



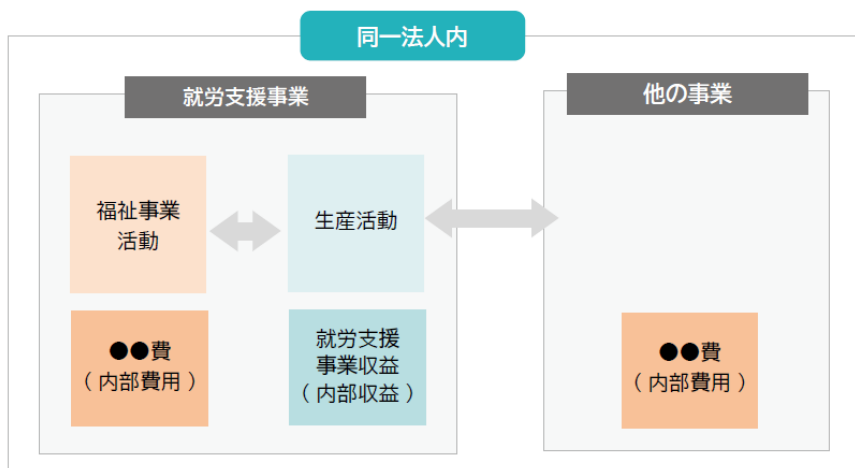
種類	内容
商品	他から仕入れたものを加工せずに販売するもの
製品	自社で製造して販売するもの
仕掛品	製品製造のために現に仕掛中のもの
原材料	製品製造の目的で消費される物品で、消費されていないもの

棚卸資産の評価方法例（在庫計上する各棚卸資産の単価を決定する方法）

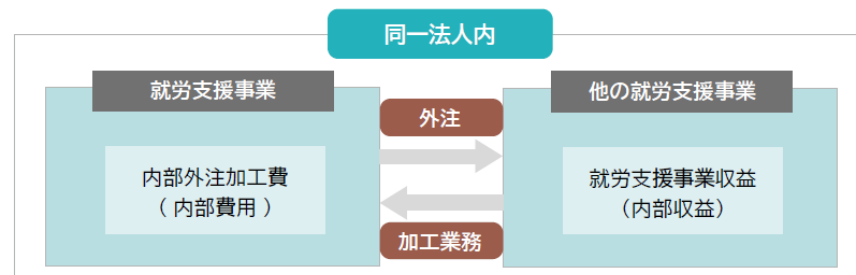
個別法	先入先出法	総平均法	移動平均法	売価還元法	最終仕入原価法
-----	-------	------	-------	-------	---------

- ✓ 生産活動による商品や製品を法人内部で消費
- ✓ 法人内部の清掃活動等を生産活動として行う場合 などは、**生産活動収入として計上する**
- ただし、価格等は外部へ販売する金額と同じ価格に設定する(内部だからといって安くしては×)
- 仮にその業務を法人外部へ委託するとした場合の価格を参考にする等、内部の取引設定価格に合理性があることが求められる
- 内部取引については消費税の課税対象とはならない
- 全体の計算書類を作成する場合は、内部取引は相殺消去するが、就労支援事業別事業活動明細書ではそれぞれの生産活動収入及び生産活動費用にきちんと表示する必要があることに留意

例) 生産活動で製造したクッキーを、会議用の茶菓子として消費した。



例) 他の就労支援事業へ外注加工を委託した



R8.4報酬改定における改正事項(B型の基本報酬区分の基準の見直し)

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
 - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の見直し方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

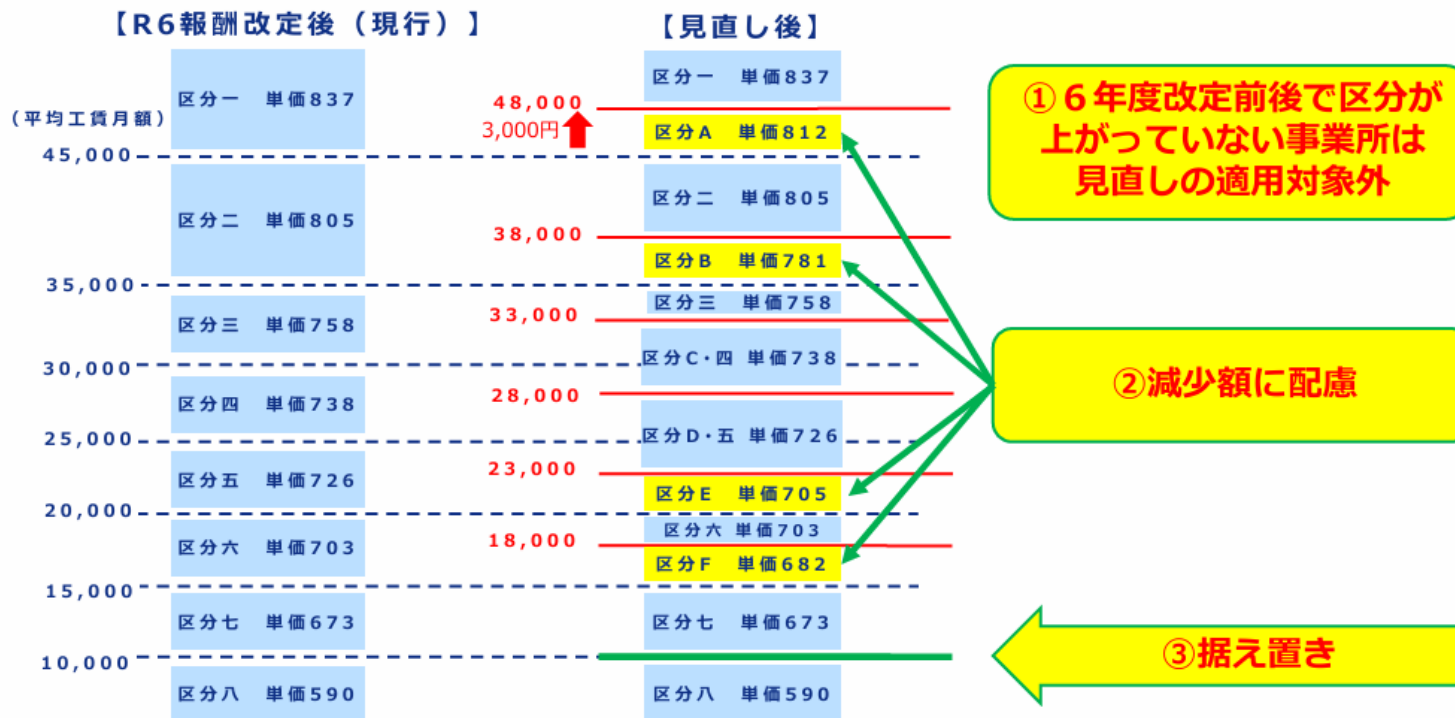
<資料:「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」(R8.2.18)>

R8.4報酬改定における改正事項(B型の基本報酬区分の基準の見直し)

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて(イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6 : 1、定員 20 名以下の場合



18

<資料:「令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について」(R8.2.18)>

2. 生産活動シート

指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン

概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

- ① 新規指定時に自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
- ② 自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、運営状況を把握するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供

現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

- ▶▶▶ 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない等の課題
- ・ 就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が3年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多いという課題

ガイドライン



- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
- ✓ 安定的収益が見込める生産活動の確保ができているか

① 新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査 等

② 運営状況の把握

通常の運営指導の
主眼事項・着眼点



生産活動・会計状況の実態把握

- ✓ 「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
- ✓ 生産活動の実態
- ✓ 会計情報の確認
- ✓ 工賃・賃金支払い状況の確認

自治体の指定・指導業務
の適切な実施
就労継続支援の質の確保

【生産活動シート】

<資料:「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」(R7.11.28)>

生産活動シート①(事業所基本情報)

生産活動内容と収支状況に関するシート

【記載の留意事項】

- 本調査は、前年度実績について記載すること。
- 黄色部分だけ入力すること。白色の項目は自動計算のため入力しないこと。

1. 事業所概要

法人名	株式会社〇〇〇〇			
事業所番号	271			
事業所名	就労支援事業所△△△			
事業所所在地	大阪府■市□□町123-45			
指定年月日	令和2年10月1日			
利用定員	20名			
令和8年4月1日時点の登録者数	24名			
基本報酬区分	イ	(1)	(五)	※プルダウン選択
延べ利用者数	1651名			
開所日数	224日			
平均工賃月額	2万円以上2万5000円未満			※プルダウン選択
報酬体系（従業員配置）	従業員配置6：1以上			※プルダウン選択
目標工賃達成指導員の配置	配置あり			※プルダウン選択

生産活動シート②(生産活動収入とその内訳)

生産活動毎の年間売上を全て記載

2. 生産活動内容

- 貴事業所が行う生産活動内容の分類をプルダウンから選択すること
- 生産活動が複数ある場合、それぞれの生産活動での収入を記載すること
- 生産活動内容に記入した金額の根拠となる資料（委託契約書や請負契約書も可）を添付すること

	分 類	施設外就労	活動内容	生産活動による収入
生産活動（１）	19.屋内清掃	○	施設清掃業務	2,843,139 円
生産活動（２）	15.部品加工・機械組立	○	電子部品組立業務	296,316 円
生産活動（３）				0 円
生産活動（４）				0 円
生産活動（５）				0 円
その他の生産活動合計				0 円
合計				3,139,455 円

3. 生産活動収支の状況

- 「金額」は手入力をする
- 「金額」には訓練等給付を含めない
- 記載金額を証明する資料を添付すること

生産活動の年間総売上を記載
※2. 生産活動内容の合計と一致が必要

項 目	金 額	結 果
生産活動収入	3,139,455 円	2.生産活動内容の収入合計と一致しています (問題なし)

生産活動シート③(生産活動収入の内訳構成)

各生産活動の取引先情報を記載
※関連企業との取引が売上構成比の多くを占める場合
等は、適切な単価での取引となっているかを確認

4. 生産活動収入の内訳構成等

- 貴事業所の売上高上位 3 位の売上高金額、取引先構成等について記入すること
- 「①取引先の法人名（企業名）」について、一般顧客に対する売上が該当する場合は、「一般顧客」と記載すること
- 取引先が一般顧客の場合は、「①取引先の法人名（企業名）：一般顧客、②貴事業所との関係：関連企業等ではない、③取引先代表取締役名：なし、④取引先 全役員名：なし」と記載すること
※一般顧客：レストランや喫茶店、自主生産品を利用（購入）している個人の客を指す
- 「②貴事業所との関係」は、プルダウンから選択すること。関連企業等の判断は「【参考】関連企業等の判断」のシートを参照すること

生産活動の売上高	売上構成比（％）	①取引先の法人名（企業名）	②貴事業所との関係	③取引先代表取締役名	④取引先 全役員名
2,843,140 円	90.6%	■■市	関連企業等ではない		
296,316 円	9.4%	株式会社アウトサイド	関連企業等ではない	関山 浅	
0 円	0.0%				

* 自動計算

生産活動シート④(生産活動等の支出内訳)

生産活動を実施する為にかかった経費を全て計上した上で、利用者に支払った工賃総額を記載し、生産活動収入の範囲内で工賃を支払えているかを確認
※経費の計上方法に関しては就労支援事業会計基準に則って計上

5. 生産活動等の支出内訳

項 目	金 額	備 考
生産活動に要した経費	224,375 円	* 自動計算（入力不要）
（経費の主な内訳）		
材料費（原材料費）	0 円	生産活動に関する当該会計年度の材料の受入高
消耗品費（資材費）	66,532 円	生産活動に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額
燃料費	84,493 円	生産活動に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費
通信運搬費	0 円	生産活動に係る商品の運搬費用、販売店舗の電話代・携帯代、販売先への文書通信費等
水道光熱費	0 円	生産活動に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料
賃貸料	31,423 円	生産活動に直接必要な機械器具等の賃料
減価償却費（地代家賃リース料等）	0 円	商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却等、専ら生産活動に要する費用
上記以外の経費	41,927 円	* 利用者に支払った賃金はここに含めないこと
生産活動収入から経費を除いた額（生産活動収支）	2,915,080	* 自動計算（入力不要）
利用者に支払った工賃総額	2,866,690 円	* 体制届で報告した金額を記入 * 体制届に金額記載がない場合、その他根拠書類から転記
余剰金：生産活動収入 - （経費 + 工賃総額）	48,390	* 自動計算（入力不要）
a. 工賃変動積立金 積み増し金額	48,390 円	* 余剰金がある場合、a,bに内訳を記入する
b. 設備等整備積立金 積み増し金額	0 円	

生産活動シート⑤(余剰金がマイナスの理由・訓練等給付費総額)

5. 生産活動等の支出内訳で余剰金が▲(マイナス)となった場合には、その理由を記載
※余剰金が▲(マイナス)になっていると指定基準違反

6. 余剰金が▲(マイナス)の場合、下記に理由を記載してください。

7. 訓練等給付費総額

16,337,766 円

受け取った訓練等給付費総額を記載

【再掲】就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分

<掲載ページ：p.20>

- 生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされている
=余剰金は原則として生じない
- ただし、事業を継続するため、一定の条件の下に積立金を計上することが認められている

事業	内容
就労継続支援 A 型	(指定基準第 192 条) ・ <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上</u>となるようにしなければならない。 ・ <u>賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。</u>ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 (解釈通知第11の3(4)) ・ 指定就労継続支援A型事業については、<u>原則として余剰金は発生しない</u> (以下省略)
就労継続支援 B 型	(指定基準第 201 条) ・ <u>利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>
就労移行支援	(指定基準第 85 条、第 184 条) ・ <u>生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>
生活介護	



〔生産活動収入〕－〔生産活動に係る経費〕＝〔利用者に支払う賃金・工賃〕

【ご参考】工賃規程の原則 ～何で差を付けて良いか？～

● 大前提は「訓練」であり「労働」ではない

＜訓練と見なされる条件＞

ア 利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること。

イ 各障害者の作業量が予約された日に完成されなかった場合にも、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課さないものであること。

ウ 生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないこと。

エ 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。

根拠：就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成18年10月2日)(障発第1002003号)

● 訓練なので、「量」や「質」で差を付けてはならない

→「能力評価による単価設定(時給・手当)」は導入できない

※能力評価＝技能に応じて工賃の差別を付けていることになる

→「歩合制」は微妙

※「技能」の解釈による

● 差を付ける＝「訓練(作業)内容」が「役割」が明らかに違う場合

→「作業別時給(手当)」か「役職手当」

→利用者毎に、就労に必要な「基本能力と作業」を「アセスメント」して

→細分化された作業から「主担当作業」を設定し

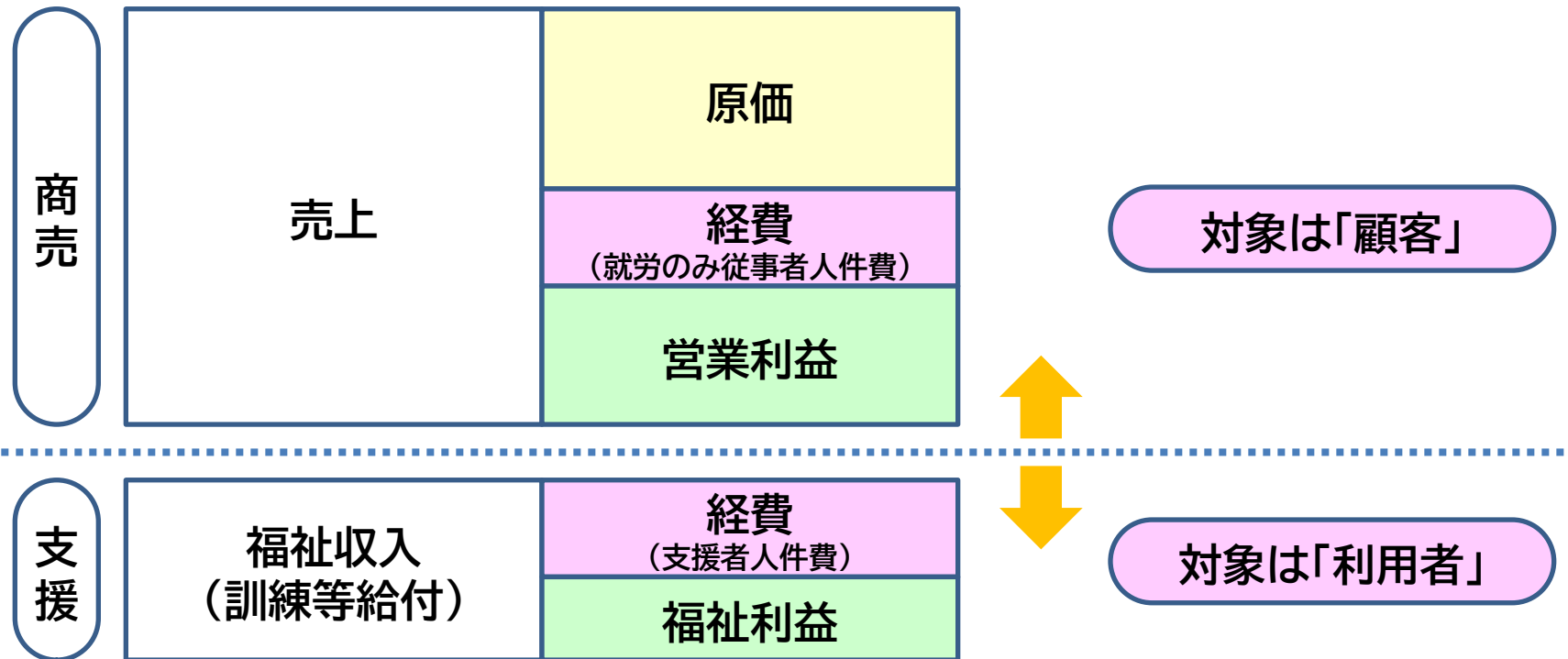
→「作業別時給(手当)」か「役職手当」を導入

3. 生産活動収支の管理方法

1. 会計の基本:「2つ」の会計 ～就労会計と福祉会計～

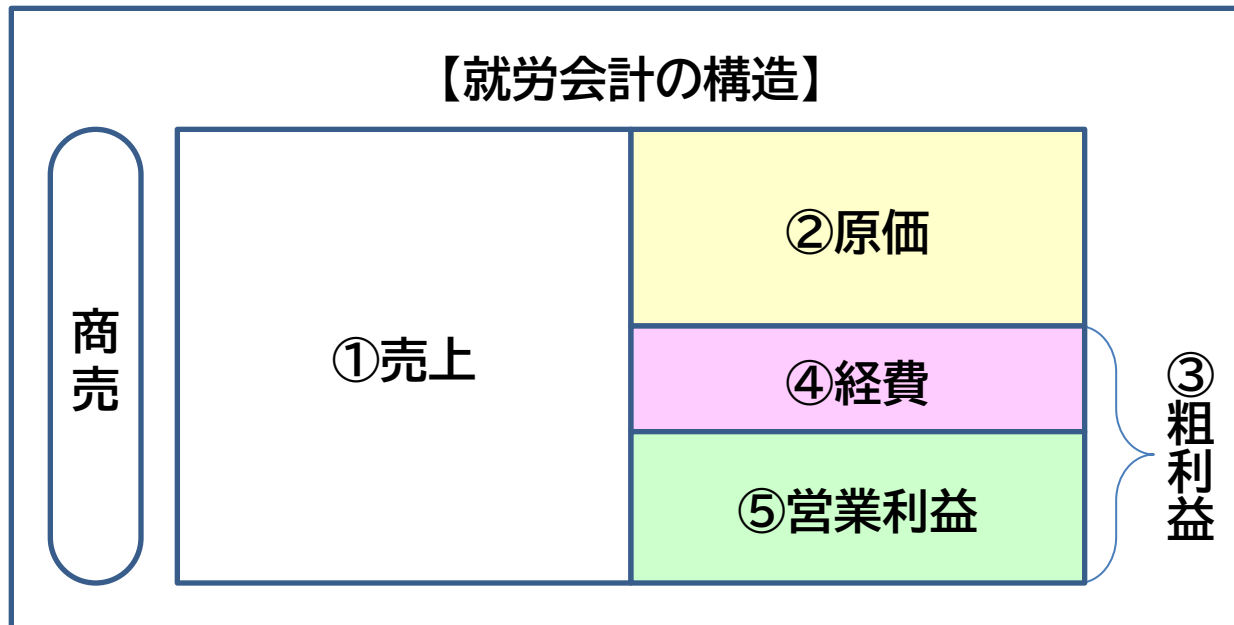
- 商売(就労会計)の対象は「顧客」
支援(福祉会計)の対象は「利用者」
- レベル1:経費は福祉収入(支援)で賄う
レベル2:経費は就労収入(商売)で賄う

【B型の収支構造】



1. 会計の基本:「5つ」の科目(自主事業)

- ①売上、②原価、③粗利益、④経費、⑤営業利益



①売上 = 個数 × 単価

⑤営業利益
= ③粗利益 - ④経費

②原価

商品を作るのに直接かかる費用

- 原材料費
- 資材費

③粗利益

= ①売上 - ②原価

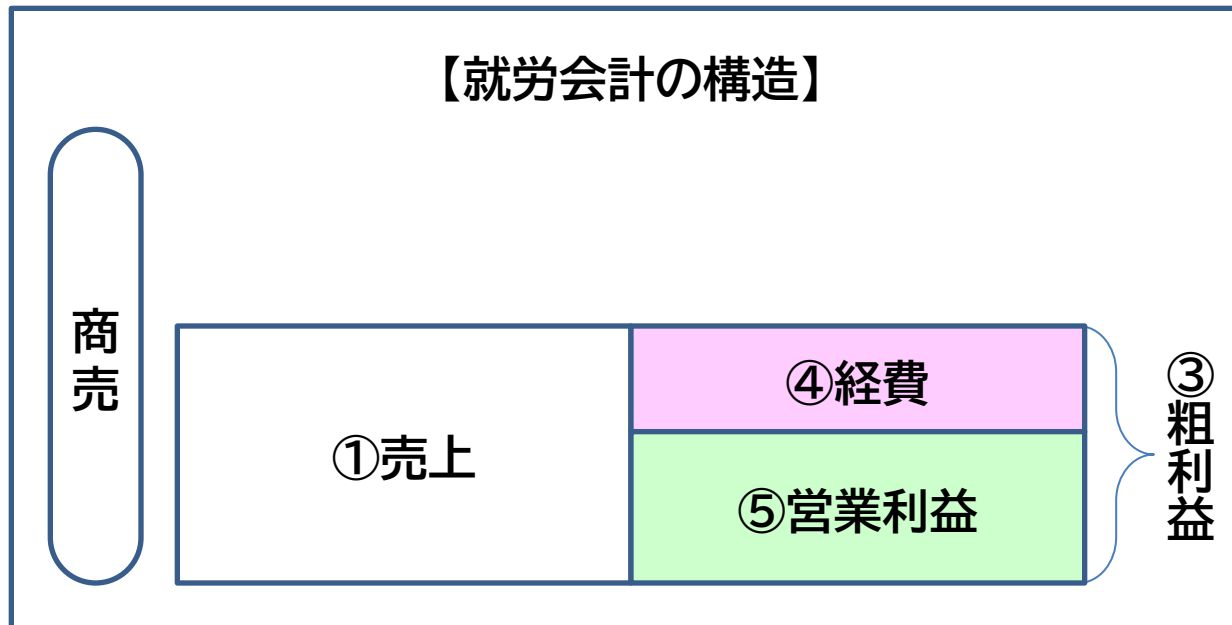
④経費

②原価以外の費用

- 人件費(P/Aのみ)
※支援者・工賃を入れない
- 地代家賃
- 水光熱費
- その他経費

1. 会計の基本:「5つ」の科目(請負事業)

- ①売上 = ③粗利益、④経費、⑤営業利益



$$\text{⑤営業利益} = \text{③粗利益} - \text{④経費}$$

②原価
商品を作るのに直接かかる費用

- ・ 原材料費
- ・ 資材費

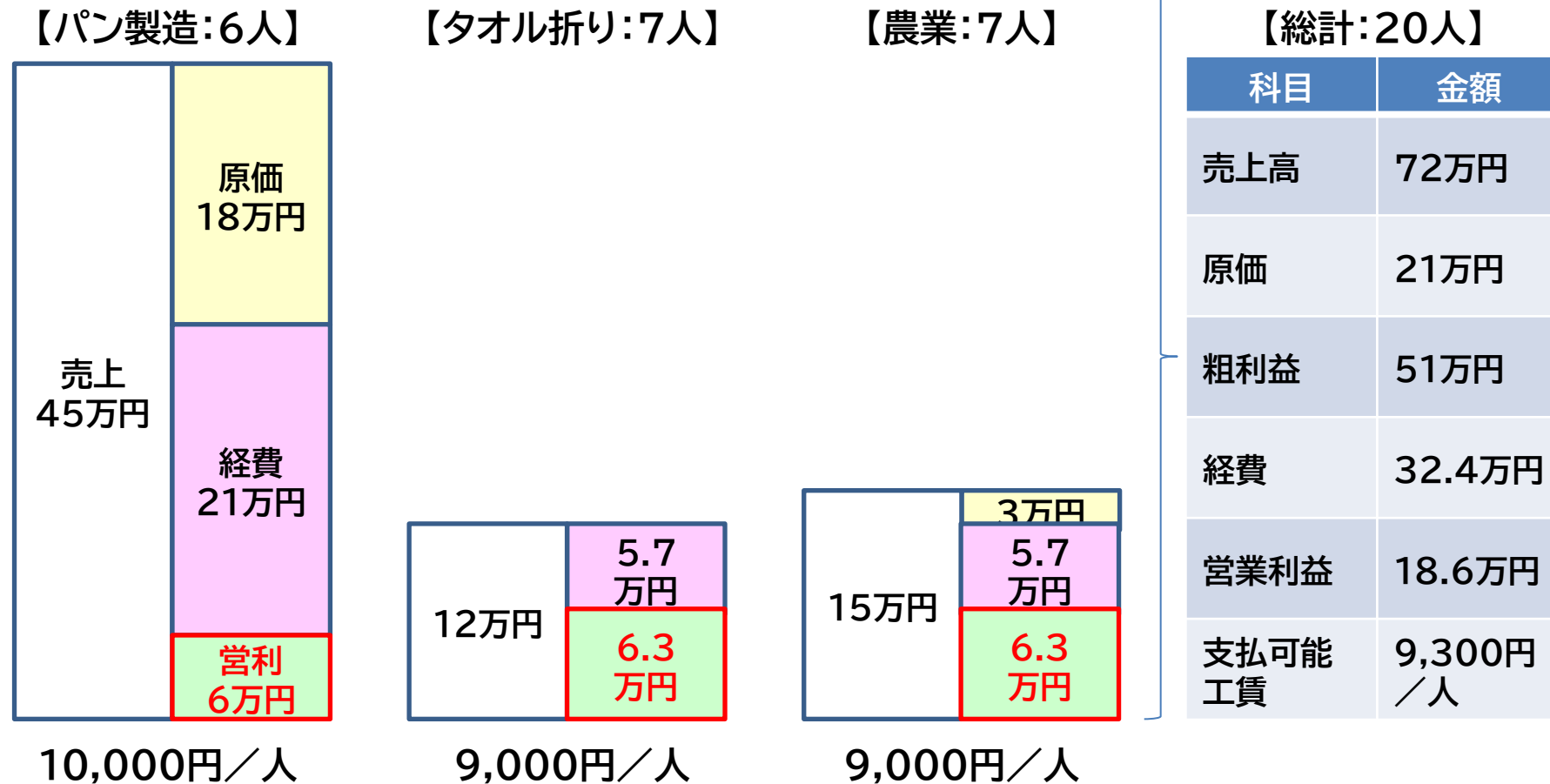
③粗利益
 $= \text{①売上} - \text{②原価}$

④経費
②原価以外の費用

- ・ 人件費(P/Aのみ)
※支援者・工賃を入れない
- ・ 地代家賃
- ・ 水光熱費
- ・ その他経費

②-1. 事業構成: どうやって決めますか？

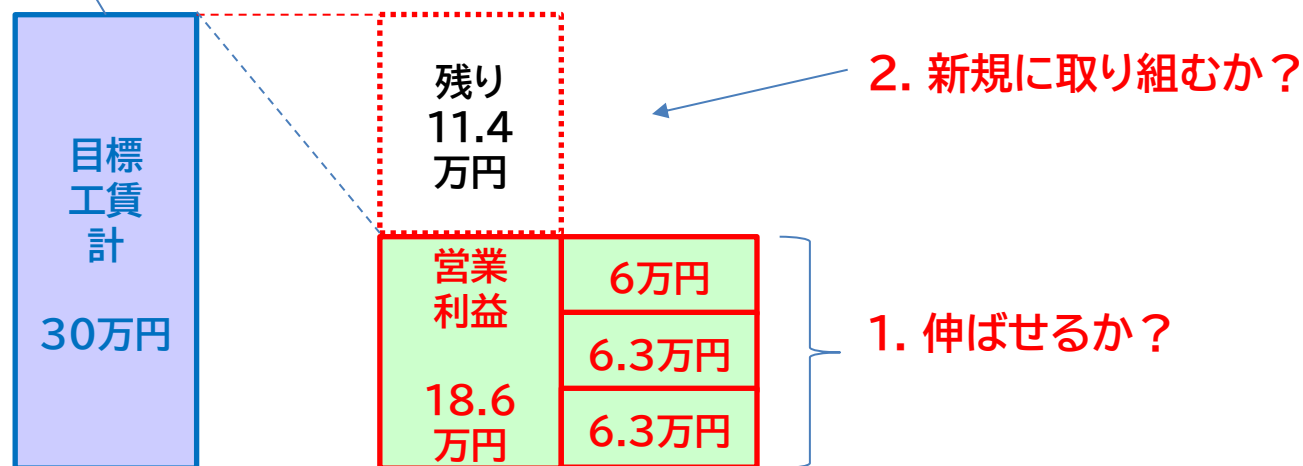
- 就労会計で得た営業利益→工賃として分配する、という考え方
＝どの業務で何人分の工賃を支払うか？ を設計する



②-1. 事業構成：目標工賃と営業利益

- 目標工賃×利用者数＝目標工賃計 v.s. 営業利益計
- 1. 既存事業を伸ばせるか？ 2. 新規に取り組むか？

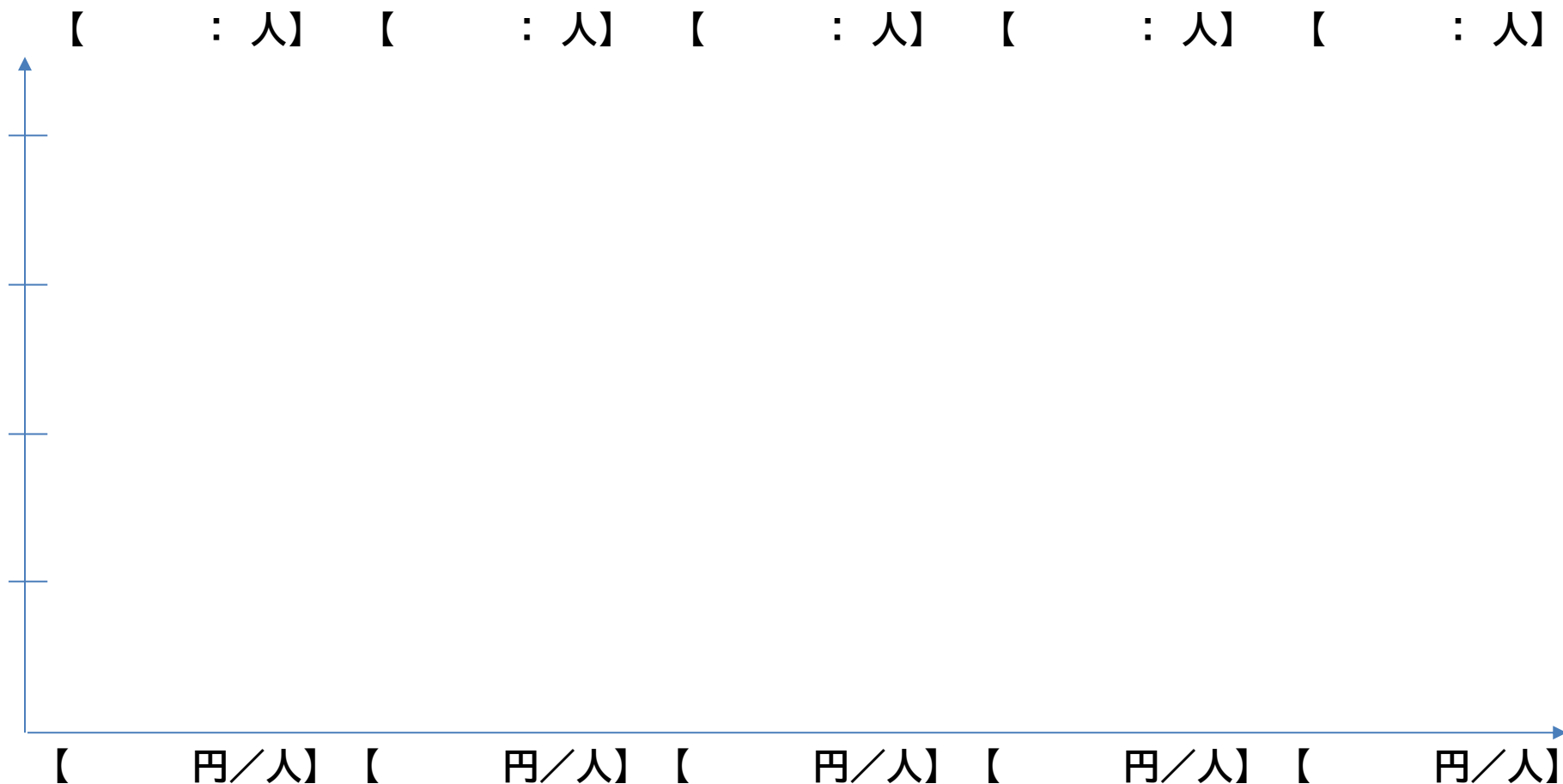
目標工賃：15,000円×利用者数：20人
＝目標工賃計：30万円



パン6万円＋タオル折り6.3万円＋農業6.3万円
＝営業利益計：18.6万円

WS:業務別の積み立て棒グラフを作成する ※P49参照

- 業務別に積み立て棒グラフを作成して下さい。



生産活動収支を月次で管理する

● 事業所単位で

①各生産活動収入 ②各生産活動にかかった原価 ③各生産活動にかかった経費
を月次で管理する事が必須

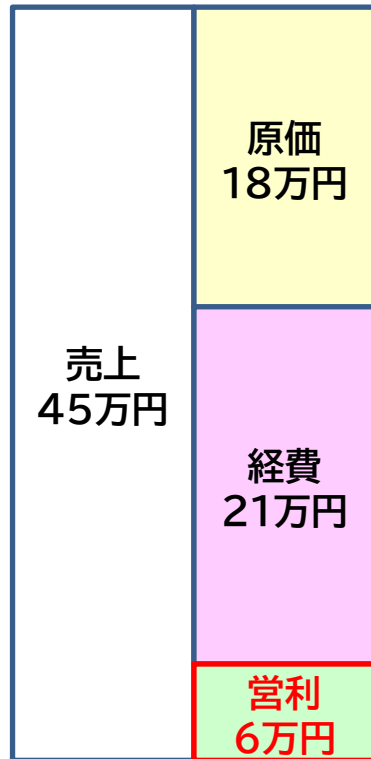
2025年度生産活動収支

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
生産活動A	936,988	826,778	821,032	892,070	882,114	785,551	851,815	1,002,257	1,037,009	942,281	1,063,046	1,248,018	11,288,959
生産活動B	201,547	179,692	146,965	146,964	179,691	163,636	146,964	195,747	180,307	195,747	163,636	163,636	2,064,532
生産活動C	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	24,693	296,316
生産活動収入	1,163,228	1,031,163	992,690	1,063,727	1,086,498	973,880	1,023,472	1,222,697	1,242,009	1,162,721	1,251,375	1,436,347	13,649,807
経費	128,760	111,238	92,743	149,573	66,221	79,634	76,558	63,207	58,344	44,409	60,692	51,363	982,742
生産活動収支	1,034,468	919,925	899,947	914,154	1,020,277	894,246	946,914	1,159,490	1,183,665	1,118,312	1,190,683	1,384,984	12,667,065
給与・工賃	979,145	992,663	940,625	979,159	999,499	919,686	1,151,175	1,032,301	1,159,917	1,046,047	1,083,434	1,271,310	12,554,961
A型給与	740,810	756,345	686,792	716,501	783,368	729,218	886,901	796,809	920,119	815,957	849,656	1,005,795	9,688,271
B型工賃	238,335	236,318	253,833	262,658	216,131	190,468	264,274	235,492	239,798	230,090	233,778	265,515	2,866,690
収支	55,323	-72,738	-40,678	-65,005	20,778	-25,440	-204,261	127,189	23,748	72,265	107,249	113,674	112,104
A収入	895,686	793,996	764,371	819,070	836,603	749,888	788,073	941,477	956,347	895,295	963,559	1,105,987	10,510,352
A経費	99,145	85,653	71,412	115,171	50,990	61,318	58,950	48,669	44,925	34,195	46,733	39,550	756,711
A収支	796,540	708,342	692,959	703,899	785,613	688,569	729,124	892,807	911,422	861,100	916,826	1,066,438	9,753,641
B収入	267,542	237,167	228,319	244,657	249,895	223,992	235,399	281,220	285,662	267,426	287,816	330,360	3,139,455
B経費	29,615	25,585	21,331	34,402	15,231	18,316	17,608	14,538	13,419	10,214	13,959	11,813	226,031
B収支	237,928	211,583	206,988	210,255	234,664	205,677	217,790	266,683	272,243	257,212	273,857	318,546	2,913,424
0.77 ※A型収入按分比率													
経費内訳													
外注費	68,384	28,716	28,664	56,528	0	0	0	0	0	0	0	0	182,292
駐車場代	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	11,385	136,620
その他経費	7,383	27,882	19,279	38,782	16,876	33,967	28,766	28,356	26,779	15,386	30,335	22,677	296,468
ガソリン代	41,608	43,255	33,415	42,878	37,960	34,282	36,407	23,466	20,180	17,638	18,972	17,301	367,362
計	128,760	111,238	92,743	149,573	66,221	79,634	76,558	63,207	58,344	44,409	60,692	51,363	982,742

2. 収支の評価方法(自主事業)

- 自主事業の収支評価:「原価率」が適正か？
- 同じ商材でも、高級系／廉価系で全く違う

【パン製造:6人】



10,000円／人

【自主事業】

- 原価率 = 原価 ÷ 売上
 $180,000 \div 450,000 = 40\%$
↓ ↑
- 適正原価率(パン) = 35%

【適正原価率例】

- パン: 35%
- カフェ: 35%
- 雑貨: 50%

2. 収支の評価方法(請負事業)

- 請負事業の収支評価:「①支援者人時売上」が適正か？
- 作業単価→①支援者人時売上に換算し、適正水準を各事業所で決める

【タオル折り:7人】

12万円	5.7万円
	6.3万円

9,000円/人

【請負事業】

- 最低賃金 = 800円/h

↓ ↑

- 作業単価 = 3円/枚
- 支援者1人当りの生産性
= 100枚/h

- ①支援者人時売上

$$= 3円 \times 100枚/h = \underline{300円/h}$$

↓ ↑

- ②利用者生産性 (30%と仮定)
= 30枚/h

- ③利用者人時売上

$$= 3円 \times 30枚/h = \underline{90円/h}$$

- 利用者工賃

$$= 90円/h \times 5h \times 20日 = \underline{9,000円/月}$$

【ご参考】複数人数で請負を実施している場合

- 支援者だけで実施すると何人かかるか？で換算
→時給(=支援者人時売上)に換算

【複数人での請負事業①】

- 利用者3人+支援者1人で、5.5h/日働いて、農家から4,400円/日支給
↓
- 支援者2人で、5.5h/日働いて、4,400円/日
=4,400円/日÷5.5h÷2人
=400円/h

【複数人での請負事業②】

- 利用者5人+支援者1人で、5h/日働いて、3円/枚のタオル折りを1,000枚納品
↓
- 支援者3人で、5h/日働いて、3円/枚×1,000枚/日=3,000円/日
=3,000円/日÷5h÷3人
=200円/h

例・個別W:請負の支援者人時売上

- 1個当たり単価が低くても、個数ができれば支援者人時売上が高くなる
- 同じシール貼りでも、単価は全く異なる
(企業の業界に依存することが多い)
- 個別W:作業の1つについて、人時売上を算出

企業名	作業名	単価	1h当り個数			人時売上				
			支援者	利用者 (早)	利用者 (遅)	支援者	利用者 (早)	利用者 (遅)		
ABM	かしめ	0.65	300	300	220	195	195	143	S300	K226
	フェルト	0.15	400	400	225	60	60	34	E225	N280
	キャップシール貼り	0.75	200	155	43	150	116	32	K155	E43
AW	シール貼り	2	500	400	100	1,000	800	200	A400	他100

最低賃金	830
内職平均	500
業界最低内職平均	370

3. 収支の改善方法(自主事業)

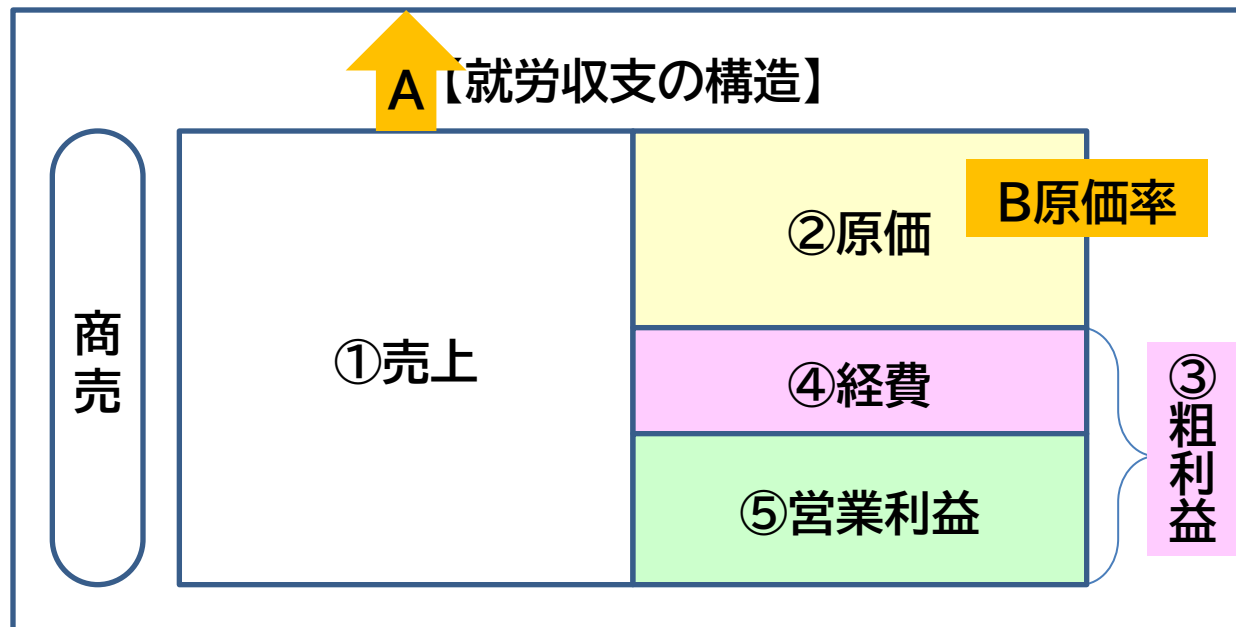
- ③粗利益額を高くすることが必須

そのための手段として…

- A. 売上を上げる(個数を増やす、単価を上げる)
- B. 原価率を下げる

- 取り組む順序が大切！

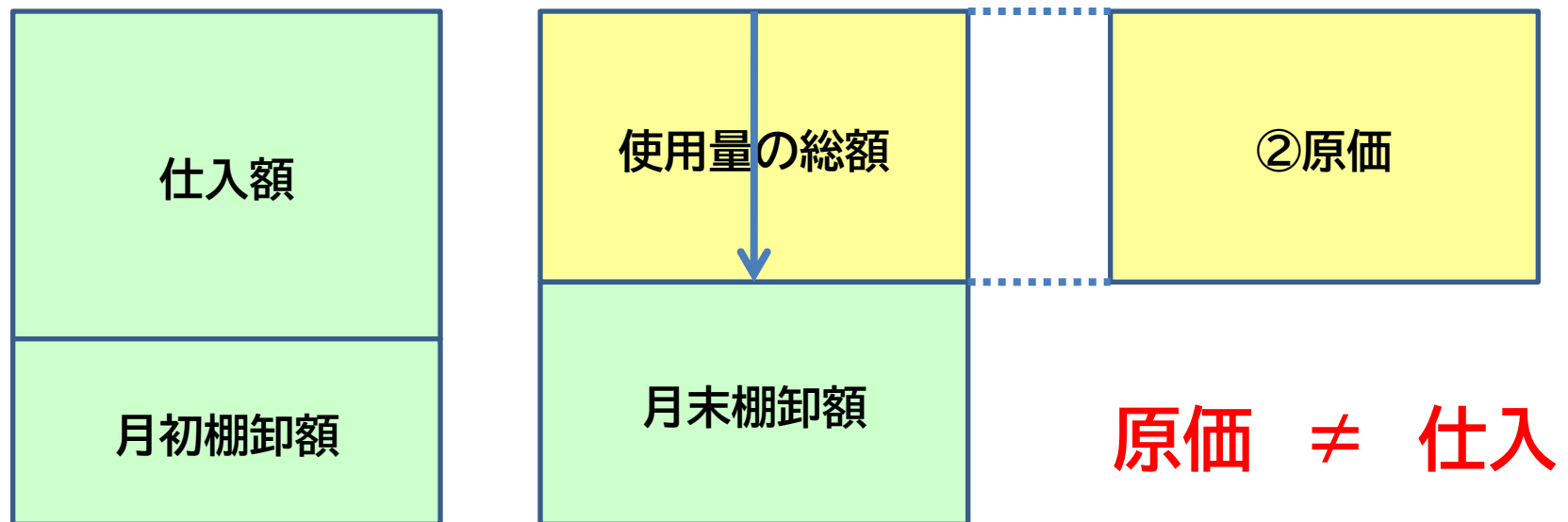
→B. 原価率を下げてから、A. 売上を上げる(利益の垂れ流し)



3. 収支の改善方法(自主事業) B. 原価率を管理する

- ②原価＝使用量の総額
＝月初棚卸＋仕入－月末棚卸

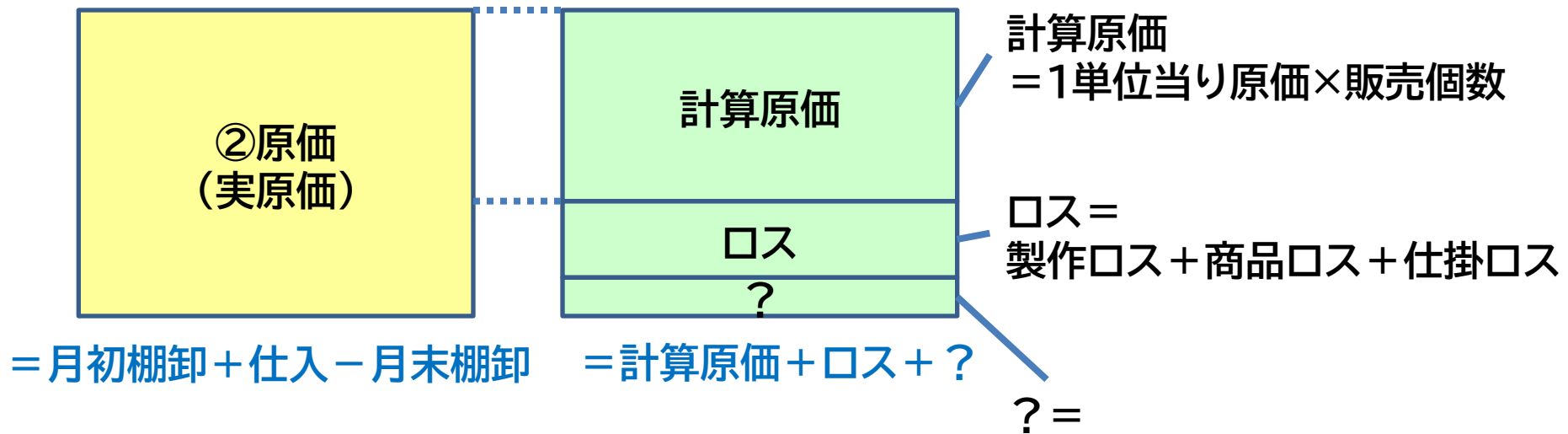
【仕入・棚卸と原価との関係】



3. 収支の改善方法(自主事業) B. 原価率を管理する

- ②(実)原価 =
計算原価 + ロス + ?

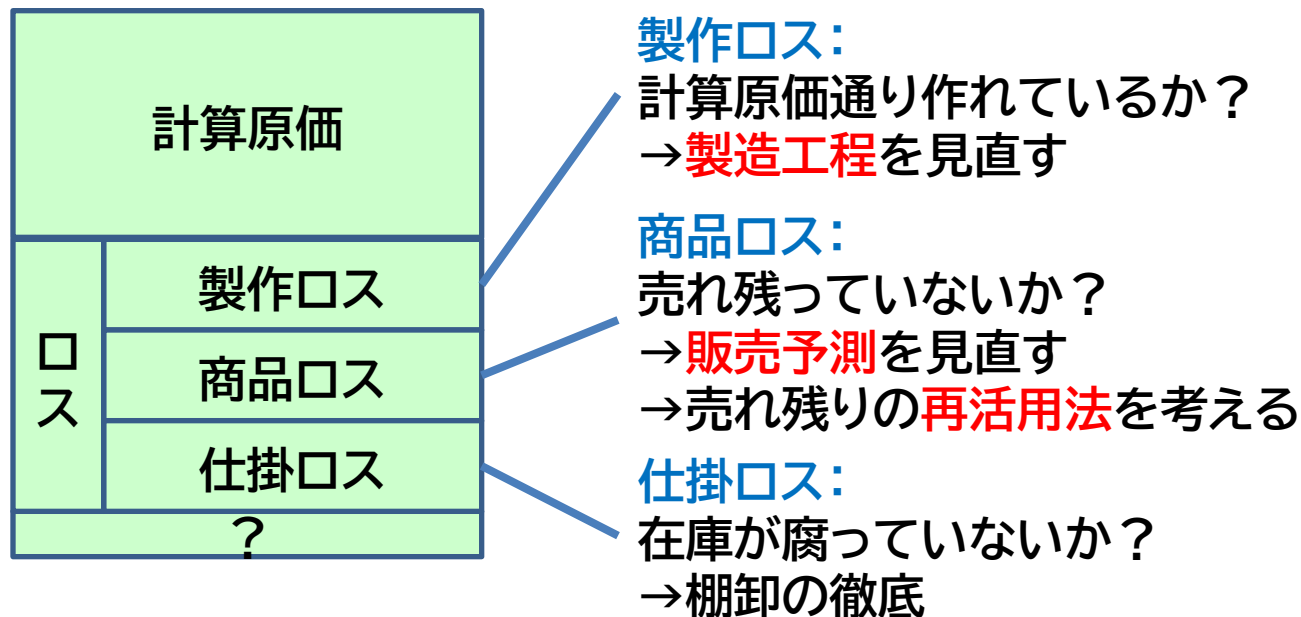
【(実)原価と計算原価、ロス、?の関係】



3. 収支の改善方法(自主事業) B. 原価率を管理する

- **原価管理＝棚卸＆ロス管理** ※仕入見直しはやっているという前提
 - 計算原価通り作れているか？＝製作ロス … 製造工程見直し
 - 売れ残っていないか？＝商品ロス … 販売予測見直し&再活用法検討
 - 在庫が腐っていないか？＝仕掛ロス … 棚卸の徹底

【製作ロス、商品ロス、仕掛ロス】



3. 収支の改善方法(請負事業) 単価交渉のポイント

- 前提:お金の話ができる関係性が構築できているか
 - ✓ 普段のコミュニケーションはどうか
 - ✓ 現状、単価相応のやりとりできているか(品質・納期等)
 - 既存顧客への交渉は難易度が高いので基本は「据え置き」
 - ✓ 設立からのお付き合い、その仕事が無くなると現状は困る 等
- 
- Step1:新規顧客の開拓・営業
 - ✓ 新しい単価設定で営業できる
 - ✓ 条件が合わなければ無理に取引する必要がない
 - Step2:新規顧客との取引に成功してから既存顧客への交渉に持ち込む
 - ✓ 腹積もりとして「内職の全国平均500円、少なくとも350円」
 - ✓ 条件が変わらなければお断りすることも検討する

営業先の探索方法(例)

- 求人情報の活用

- 企業は、既にその仕事をやって欲しいと思っている(=仕事がある)

- 少なくとも最低賃金×時間数を支払う準備がある

- (例: $985\text{円} \times 8\text{h} \times 22\text{日} = 173,360\text{円}$)

- 欠席してもバックアップできる、雇用義務が発生しない、社会保険を支払う必要がない等、企業側にとって外注にするメリットは多い

<検索KW例>

- ・ シール貼り
- ・ 組立
- ・ 検査
- ・ 内職
- ・ 在宅 等

障害福祉事業所による「事業承継」

- このメリット(通常の商売としては経営が難しいが、障害福祉事業所では経営可能)を活用し、社会福祉法人等による「事業承継」が全国各地で増加中

